

平成 30 年度 包括外部監査報告書

子どもの福祉に関する事務の執行について

平成 31 年 1 月

三重県包括外部監査人

弁 護 士 早 川 忠 宏

目 次

第1 はじめに

1 監査契約による報告	3
2 省略用語例	3
3 意見と指摘	3

第2 包括外部監査について

1 包括外部監査契約	4
2 外部監査の対象とした事件(事業)	4
3 外部監査を実施する者	4
4 外部監査を実施した期間	5
5 外部監査の留意事項	5
6 外部監査の姿勢	6
7 外部監査の方法	6

第3 子ども・福祉部の所管事項の概要

1 所管事項と決算額	7
2 少子化対策の推進	9
3 支援が必要な子ども・家庭への対応	11
4 児童虐待防止と社会的養護の推進	13

第4 監査の対象とした事業に関する監査の結果

少子化対策を進めるための環境づくり	14
- 1 少子化対策県民運動等推進事業	14
- 2 子どもの育ちの推進事業	18
- 3 思春期ライフプラン教育事業	22
- 4 男性の育児参画普及啓発事業	24
結婚・妊娠・出産の支援	27
- 1 みえの出逢い支援事業	27
- 2 不妊相談・治療支援事業	38
- 3 出産・育児まるっとサポートみえ推進事業	42
- 4 産後ケア事業	44

子育て支援と家庭・幼児教育の充実	4 6
- 1 教育・保育給付事業	4 6
- 2 保育対策総合支援事業	5 0
- 3 地域子ども・子育て支援事業	5 4
- 4 放課後児童対策事業費補助金	5 8
- 5 ひとり親家庭等日常生活支援委託事業	6 4
- 6 子どもの貧困対策推進事業	6 6
- 7 三重県立子ども心身発達医療センター整備事業	6 7
- 8 医療支援事業（子ども心身発達医療センター特別会計）	8 1
- 9 親の学び応援事業	8 3
- 10 保育専門研修事業	8 8
- 11 私立幼稚園振興等補助金	9 1
- 12 認定こども園等整備事業	9 3
児童虐待の防止と社会的養護の推進	9 6
- 1 児童一時保護事業	9 6
- 2 児童虐待法的対応推進事業	9 8
- 3 市町児童相談体制支援推進事業	1 0 0
- 4 若年層における児童虐待予防事業	1 0 2
- 5 家庭的養護推進事業	1 0 6
- 6 家族再生・自立支援事業	1 1 8
あらゆる分野における女性活躍の推進	1 2 5
- 1 DV対策基本計画推進事業	1 2 5
監査結果のまとめ	1 2 9

第5 その他

1 監査の場所	1 4 8
2 閲覧資料の特定	1 4 8
3 関係人の調査	1 4 8
4 事業別決算額の記入	1 4 9
5 意見「調整」から意見「聴取」へ	1 4 9
6 対応困難な監査意見に対する変更要請	1 5 0

第1 はじめに

1 監査契約による報告

平成30年4月1日包括外部監査人が、三重県との間で締結した包括外部監査契約（地方自治法第252条の27第2項）によれば、監査の結果に関する報告は、監査を実施した期間、監査の対象とした事件名及びその概要、監査の結果、その他必要と認める事項、を内容としなければならない（第9条）とされている。

従って、本報告は、を含む外部監査に関して報告が必要な事項を「包括外部監査について」として第2に記載し、監査対象事件（事業）を所管する「子ども・福祉部の所管事項の概要」を第3に記載し、の監査の対象とした事件名及びその概要と、の監査の結果を、「監査の対象とした事業に関する監査の結果」として第4に記載し、その他報告が必要と認められる事項を「その他」として第5に記載する。

2 省略用語例

本文中使用している法令等の略称例は、次の通りである。

略 称	正 式 名 称
法	地方自治法
子どもスマイルプラン	希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン

3 意見と指摘

監査の結果については、通常使われている「意見」と「指摘」という用語を用いて評価することとする。

すなわち、監査の結果、効率性、経済性の観点から問題がある点については、「意見」として、改善を検討することを求め、法令や要綱等、遵守すべき規範に従っていない事項及び法令等に違反していないものの、効率性、経済性に著しく反している事項については、「指摘」として、速やかに改善することを求める。

第2 包括外部監査について

1 包括外部監査契約

法第 252 条の 27 は、外部監査契約について、包括外部監査契約と個別外部監査契約の 2 種類について定めるが、本報告は、包括外部監査契約に基づく報告である。

すなわち、本報告は、地方公共団体が、法第 2 条第 14 項（地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない）及び第 15 項（地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めて、その規模の適正化を図らなければならない）の趣旨を達成するための契約（包括外部監査契約）に従って、監査人が行う報告である。

2 外部監査の対象とした事件（事業）

- (1) 包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、前記法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとされている（法第 252 条の 37 第 1 項）。
- (2) 少子化の問題や増加する児童虐待の問題といった課題は、将来の日本のために対応すべき多くの重要な課題であることから、本年度は、少子化対策の推進のための事業、支援が必要な子ども・家庭への対応事業、及び、児童虐待防止と社会的養護の推進事業等を取り扱っている子ども・福祉部の事業を監査することとした。すなわち、同部では重要な課題を扱い、かつ主として福祉目的であることから、ともすれば、法第 2 条第 14 項（住民の福祉に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない）及び第 15 項（運営の合理化）を軽んじてしまうおそれがあると考え、同部の扱う事業について、監査する必要があると考えた。
- (3) 監査の対象とした事件（事業）は、包括外部監査人及び同補助者らいずれにとっても、法第 252 条の 29 の規定する利害関係のある事件ではない。

3 外部監査を実施する者

(1) 包括外部監査人

下記の者は、法第 252 条の 28 第 1 項及び第 2 項の要件を備えた者として選任された。

記

早川忠宏 弁護士

(2) 包括外部監査人補助者(法第252条の32)

下記の者は、上記外部監査人が、予め監査委員と協議し、監査の事務を補助させるため、平成30年5月に選任した。

記

石川友裕	弁護士
大塚耕二	弁護士
大西研一	弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士
寺井 涉	弁護士・税理士
古川有樹	公認会計士・税理士
吉田太紀子	公認会計士・税理士

4 外部監査を実施した期間

(1) 包括外部監査人が三重県と契約した包括外部監査契約第3条により、本契約の期間の始期(法第252条の36第5項)は、平成30年4月1日であり、同契約の期間の終期(法第252条の36第7項)は、会計年度の末日(平成31年3月31日)とされている。

(2) 外部監査を実施した期間は、上記監査契約の期間内で、かつ、実地監査を行い、外部監査人と同補助者間の協議をし、これらに基づき監査報告の作成をした平成30年5月から平成31年1月までである。

5 外部監査の留意事項

法第252条の37第2項によれば、「・・・当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が、前記法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうか、特に意を用いなければならない」とされている。

さらに、法第2条第16項(地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。)は、法令遵守を当然の前提としている点及び外部監査人の資格要件規定(法第252条の28第1項)の趣旨を考慮し、効率性・経済性に加え、法令遵守の観点についても、特に意を用いた。

6 外部監査人の姿勢

外部監査人は、「常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において監査をしなければならない」(法第 252 条の 31 第 2 項)とされている。監査における中立公正さは当然のことであるが、特に上記規定が設けられていることからすると、外部監査人には、公正不偏の態度に対する疑いが生じるような言動をとることがないように常に心がけて監査することが求められていると考え監査した。

7 外部監査の方法

包括外部監査人は、同監査への県の職員等の協力義務(法第 252 条の 33)や関係人への調査権(法第 252 条の 38 第 1 項)等を活用する等して、「外部監査契約の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、誠実に監査を行う」ものとされている(法第 252 条の 31 第 1 項)。

そこで、外部監査人は、総務部総務課担当者を通じて、監査対象部の所管事項の概要の説明を受けたうえ、各施策を達成するための各事業については、担当者から説明を受けるとともに関係する記録を閲覧し、特に必要があると認める時には関係人に対する調査も実施し、外部監査契約の本旨に従い、誠実に監査を行った。

第3 子ども・福祉部の所管事項の概要

1 所管事項と決算額

子ども・福祉部は、平成30年度から健康福祉部を「医療保健部」と「子ども・福祉部」の2部体制に再編されたものである。

子ども・福祉部では、以下のとおり、少子化対策の推進、支援が必要な子ども、家庭への対応、さらに、児童虐待の防止と社会的養護の推進等に取り組んでいる。

なお、子ども・福祉部所管分の平成29年度の決算額は、下記のとおりである。

一般会計

(単位：円)

節	科目名	決算額
01	報酬	191,087,217
02	給料	1,332,160,753
03	職員手当等	993,778,810
04	共済費	535,501,139
07	賃金	43,034,754
08	報償費	265,059,157
09	旅費	27,441,417
10	交際費	213,060
11	需用費	212,243,373
12	役務費	49,559,936
13	委託料	1,026,122,864
14	使用料及び賃借料	18,904,691
15	工事請負費	33,854,784
18	備品購入費	385,252,283
19	負担金、補助及び交付金	24,043,812,050
20	扶助費	6,904,285,202
23	償還金、利子及び割引料	178,002,121
25	積立金	652,628
27	公課費	392,300
28	繰出金	1,032,844,903
	合計	37,274,203,442

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計 (単位：円)

節	科目名	決算額
01	報酬	5,252,400
04	共済費	851,380
09	旅費	2,860
11	需用費	865,292
12	役務費	1,667,629
13	委託料	1,694,292
21	貸付金	245,386,950
	合計	255,720,803

あすなる学園事業特別会計 (単位：円)

節	科目名	決算額
01	報酬	1,965,370
02	給料	63,002,814
03	職員手当等	25,183,467
04	共済費	16,496,241
07	賃金	3,105,227
08	報償費	2,352,000
09	旅費	190,930
11	需用費	11,606,520
12	役務費	1,145,746
13	委託料	14,079,130
14	使用料及び賃借料	708,406
19	負担金、補助及び交付金	200,820
20	扶助費	355,883
	合計	140,392,554

子ども心身発達医療センター事業特別会計（単位：円）

節	科目名	決算額
01	報酬	22,841,527
02	給料	536,210,936
03	職員手当等	487,662,978
04	共済費	226,764,101
07	賃金	23,135,307
08	報償費	18,049,000
09	旅費	6,194,410
11	需用費	63,065,758
12	役務費	4,034,782
13	委託料	219,866,280
14	使用料及び賃借料	6,840,649
19	負担金、補助及び交付金	1,534,520
20	扶助費	5,686,230
23	償還金、利子及び割引料	37,393,461
27	公課費	34,200
	合計	1,659,314,139

2 少子化対策の推進

(1) 少子化対策を進めるための機運醸成

「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざして、平成26年7月に三重県少子化対策推進県民会議を設置し、平成27年3月に少子化対策をはじめとする子ども・家庭政策の計画である「子どもスマイルプラン」を策定し、実行している。県民や企業、関係機関等と少子化の現状等について危機感を共有し、対策の必要性について広く認識させるとともに、様々な主体の参画を得ながら取組を進める必要があるため、「みえ・たい3(たいキューブ)・スイッチ」関連イベントの開催や「みえ子どもスマイルネット」により、わかりやすい情報発信を行っている。

(2) 子どもの育ちを支える地域社会づくり

「三重県子ども条例」(平成 23 年 4 月制定)の基本理念に基づき、子どもの育ちを支える取組を進めている。

県の取組に関し「キッズ・モニター」によるアンケートを実施するとともに、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営している。

また、「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、子育てを応援するイベント「第 12 回子育て応援!わくわくフェスタ」を開催するとともに、「みえのこども応援プロジェクト」や子育て家庭支援クーポンの協賛店舗拡大なども進めている。

さらに「三重県青少年健全育成条例」に基づき、携帯電話販売店等に対して、立ち入り調査を実施し、青少年が使用する携帯電話等のフィルタリングサービス利用の周知を行っている。

市町と連携して、子育て家庭を応援する人材養成として、「子育て・子育てマイスター育成講座」や「孫育て講座」を開催した。

(3) 男性の育児参画の推進

「みえの育児男子プロジェクト」として、「第 4 回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」や「みえの育児男子親子のキャンプ」の開催など、男性の育児参画の必要性を普及する様々な取組を実施している。

また、男性の育児休暇・休業の取得を推進するため、「サンキュー育休キャンペーン」として、子育て中の男性や育休取得経験者による意見交換や優良事例の収集等を行い、冊子にまとめ、市町や企業等に配布した。

さらに、平成 28 年度に設置した「みえのイクボス同盟」の加入促進に努めるとともに、みえのイクボス養成講座を実施した。

(4) 出逢いの支援

会員の増加に伴い、平成 26 年度に設置した「みえ出逢いサポートセンター」のシステム改修を行った。

地域の小売業や飲食業と連携し、利用者に特典やサービスの提供などを一斉取組とし、実施した。

若者の結婚等に関する意識調査を実施するとともに、新たに市町担当者会議を設置し、収集したデータや先進事例、調査結果を市町等に提供した。

さらに、県内全ての大学生を対象とした結婚等に関する意識調査やライフプラン、キャリアデザイン等に関する啓発を行うとともに、住民や企業、

従業員を対象とした意識調査を実施し、労使協働による結婚支援の取組の活性化を図った。

(5) 家庭教育の推進

孤立しがちな家庭や子育て・しつけ・教育に不安を感じる保護者が増加していることから、平成 29 年 3 月に策定した家庭教育の充実に向けた取組方策を示す「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、市町と連携した「家庭教育応援モデル事業」、三重県 P T A 連合会や企業等と連携した「みえ家庭教育応援フォーラム」などを実施した。

また、生活習慣を大切にしたい「みえ家庭教育応援リーフレット」を作成・配布するとともに、乳幼児を持つ親などを対象とした「みえの親スマイルワーク」や「男性の子育て応援講座」を開催した。

昨年度に引き続き、野外体験保育に主体的に取り組もうとする幼稚園や保育所等に対し、アドバイザーの派遣や事例研究会を開催した。

子どもと大人の温かい気持ちの交流の機会を提供するため、家族の絆一行詩コンクールを実施するとともに、感動が伝わる映像集を作成した。

(6) 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援

平成 27 年 3 月に策定した「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、質の高い幼児期の学校教育保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域子ども・子育て支援の充実に取り組んでいる。

3 支援が必要な子ども・家庭への対応

(1) ライフプラン教育の推進

医療関係機関等と連携して、大学や企業へのアドバイザーを派遣するなど、様々な主体と連携して家族の大切さや妊娠出産、性に関する知識を習得する機会を設けた。

(2) 不妊に悩む家族への支援

平成 16 年度に特定不妊治療への補助制度が国において創設されるとともに、国の平成 27 年度補正予算からは、特定不妊治療における初回の治療費の上乗せ及び男性不妊治療費への助成が行われることとなったものの、経済的負担は大きいことから、所得の少ない夫婦への特定不妊治療費助成の上乗せや、第 2 子以降の不妊治療の回数増、不育症治療等への

助成、一般不妊治療（人工授精）に対する助成を行う市町への助成を県単独で行ってきた。

（３）切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

「健やか親子いきいきプランみえ」に基づき、県内のどの地域においても妊産婦や乳幼児が必要なケアを継続的に提供され、ワンストップで利用できる体制づくりに取り組んでいる。平成 27 年度から、県の母子保健体制構築アドバイザーが各市町を訪問して、母子保健事業、体制の現状把握、課題整理及び事業の「見える化」を行っている。

（４）子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「三重県子どもの貧困対策計画」を策定し、県と市町等で構成する「三重県子どもの貧困対策推進会議」を設置するとともに、子どもの貧困対策関連の講演会や、好事例の収集・情報提供等を行った。

また、県内各地域で行われている子ども食堂や児童養護施設退所後の生活等の実態調査を行うとともに、シンポジウムを開催し、広く県民に向けて情報発信を行い、子どもの貧困対策に県民が参加・協力する機運を醸成した。

（５）三重県立子ども心身発達医療センターの運営

三重県立草の実リハビリテーションセンター、三重県立小児心療センターあすなろ学園及び児童相談センターの難聴児支援部門を統合し、「三重県立子ども心身発達医療センター」を平成 29 年 6 月 1 日に開設した。

同センターでは、発達支援が必要な子どもに対して、専門性の高い医療・福祉・教育を提供するとともに、地域の支援機能を高め、県全体の総合力の向上をめざしている。

（６）子どもの発達支援体制の構築

ア 市町の取組支援と関係機関との連携

市町に対して、保健、福祉、教育の機能が連携した総合支援窓口の設置を働きかけるとともに、総合相談療育の中核となる専門性の高い人材を育成するため、新センターにおいて、市町職員等の長期研修を実施したほか、巡回指導による技術的支援等を行った。

イ 発達障がい児等に対する支援ツールの導入促進

子どもが初めての集団生活で、困難さを感じることなく過ごせるようにするとともに、二次的な問題行動等の予防にもつなげていくため、発達障がい児等に対する支援ツール「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進した。

4 児童虐待防止と社会的養護の推進

(1) 児童虐待防止の推進

虐待通告時のリスクアセスメント及び一時保護を解除した在宅支援を行う際のニーズアセスメントを行うための三重県版アセスメントツールの運用を行っており、その定着と精度向上に取り組んでいる。

(2) 社会的養護の推進

平成26年度に策定した「三重県家庭的養護推進計画」に基づき、社会的養護が必要な子どもには、里親やファミリーホームによる家庭養護での養育を優先的に検討するとともに、施設養護においてもできる限りの家庭的な養育環境で生活できるようにすることをめざしている。

第4 監査の対象とした事業に関する監査の結果

I 少子化対策を進めるための環境づくり

I-1 少子化対策県民運動等推進事業

(1) 目的

結婚や妊娠、子育てにおける希望がかない、すべての子どもが豊かに育つ三重をめざして策定された「子どもスマイルプラン」において、めざすべき社会像とされた「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向け、多様な主体の参画を得ながら少子化対策に関する県民運動を展開し、少子化対策を進めるための機運の醸成等をめざす。

(2) 事業内容

ア 少子化対策県民運動等推進事業

「子どもスマイルプラン」の目標達成に向けての進行管理をすべく、多様な主体の関係者が少子化対策県民運動を進めるための情報交換、意識の共有等を行う三重県少子化対策推進県民会議を開催する。さらに、「みえ子どもスマイルネット」の内容を充実させ、広報や啓発、情報発信を推進するとともに、各主体における取組みの連携を促進し、県民に広く行動を呼びかける県民運動を実践する。

県民の少子化対策にかかる機運の醸成を図るため「みえ・たい3（たいキューブ）・スイッチ」フォーラムと題した講演会等の関連イベントを実施する。他県と連携して、少子化対策、子育て支援策について、共同事業の実施や国への提言を行う。

イ 子育て応援情報発信事業

県民に対して子育てに温かい社会づくりの機運の醸成を図るため、県内市町の少子化や子育てしやすい地域づくりに向けた取組み及び子育て応援パスポート協力企業等を中心に子育てを応援する県内の取組みをまとめて分かりやすく情報発信する。具体的には、平成27年度に県が作成した「子育てしやすいみえ」をベースに、市町等への取材を行ったうえで、特集ページの追加作成をするなどして、90ページほどの冊子を20,000部作成し、29市町や病院等に配布する。

(3) 当初予算額・決算額

ア 事業費の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	7,832 千円	2,596 千円	7,956 千円
決算額	7,646 千円	1,832 千円	7,216 千円

イ 平成 29 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
少子化対策県民運動等推進事業	2,952 千円	
子育て応援情報発信事業	5,004 千円	
合計	7,956 千円	7,216 千円

(4) 主な委託契約の内訳

件名	予算額	決算額
子育てしやすいみえ情報発信事業実施業務委託	4,909 千円	4,893 千円

(5) 委託契約の概要

子育てしやすいみえ情報発信事業実施業務委託

契約締結日	平成 29 年 9 月 11 日
契約期間	平成 29 年 9 月 11 日～平成 30 年 2 月 28 日
契約方法	随意契約（企画提案コンペ）
コンペ参加者	2 者

本事業は、県内市町の少子化対策や子育てしやすい地域づくりに向けた取組みを個別に取材し、実際に地域で暮らす者や子育てを応援する企業・NPO又は市町担当者の声を収集・整理し、分かりやすく発信することを目的とする。情報発信を通じて、当事者や子育てを応援する企業・NPO、市町担当者との新たなネットワークも構築し、先進事例の情報共有と県内における一層の機運醸成をめざす。取材結果をまとめた冊子を 20,000 部作成するとともに、ウェブページによる情報発信を行う。本事業を適切に実施するには、取材能力、デザイン力、PR力及び企画力等が求められることから、専門業者が持つノウハウを有効活用する必要がある。つまり、アイ

デア、企画及びデザイン等を必要とするがゆえに、価格競争によるだけでは成果を期待しづらいために、透明性及び競争性を高めるべく公募による企画提案コンペを実施した。

(6) 監査結果

子育てしやすいみえ情報発信事業実施業務委託における冊子の内容・構成について【意見】

業務委託契約書に添付された仕様書によると、冊子の作成に当たっては、子育て支援団体、子育て中の者、子育て支援NPO団体の代表、保育士、大学生などが参加する検討委員会を1回以上開催し、その結果を冊子の内容・構成に反映する、とある。さらに、委員の人は、県と協議のうえ受託者が行う、とある。検討委員会は1回開催されたとして、その結果は「編集会議 意見まとめ」と題したメモによって提示された。

メモはA4サイズ1枚で、【現状】【構成】【市町ページ】の3項目で構成されている。【現状】項目では、誰が読む本なのか、子育て中のママであれば、との記載があった。【構成】項目では、インデックスを付けた方が見やすいこと及びそのインデックスの案が箇条書きで書かれていた。【市町ページ】項目では、ページ分量や問合せ先を何階にあるのか記載、担当者の写真不要といった内容が箇条書きされていた。

これらの内容は、最終的に「子育てしやすい三重」として作成された冊子に、ほぼ反映されていると認められる。しかし、内容について、上記のメモ書きが主に箇条書きで残されているだけで、委員会の開催日時、場所及び委員についての記載がなく、他に委員会の開催があったことを確かめる資料はなかった。

契約書または仕様書において、委員会の運営について具体的な定めがなかったとはいえ、県民から委員を選任したうえで「委員会」と銘打った会議体を開催したのであれば、事後の検証を可能とするため、日時・場所・出席者等を記載した最低限の議事録を作成すべきであった。そうでなければ、本当に出席者らの声が冊子の内容に反映されたのかどうか確かめることができない。仮に、そうした事務作業が煩雑なのであれば、同様の会議を開催するとしても、契約書または仕様書の文言を変更すべきである。

健康福祉部内部におけるチェックリストについて【意見】

健康福祉部では、予定価格が100万円以上の委託事業を行うに当たり、部内で入札審査会を経ることが必要とされている。子育てしやすいみえ情報発信事業実施業務委託における当該審査への提出書類に添付されたチェックリストにつき、以下の点が検出された。

チェック欄が空欄となっている箇所が複数箇所あり、当該箇所は、他の複数の委託事業にも共通していた。担当者に質問したところ「該当なし」又は「チェック対象外」の意味合いであるとのことであった。担当者は、自身の担当事業であるから理解しているとしても、第三者から見れば、空欄は「該当なし」を意味するのか、チェックする必要がないのか又はチェック漏れなのか判断することができない。「該当なし」を表現するのであれば、「-」又は「該当なし」等の記載をすべきである。

また、一般競争入札及び随意契約においては、複数枚からなるチェックリストのうち、チェックされていないチェック項目だけが記載された用紙もあった。担当者によると、入札審査会前のチェック項目と入札審査会以降の手続きにかかるチェック項目を一枚のチェックリストとして使用しているため、チェック対象外となっていたとのことである。そもそも、誰もチェックすることのない項目を記載したチェックリストを審査会へ提出すること自体、どのような意義があるのか不明であり、そうした運用についても見直すべきであると考えます。

これまで入札審査会においては、こうした点が疑問視されることはなかったとのことである。そうすると、空欄箇所のチェック項目については、審査会によるチェックが入らずチェック漏れの可能性も否定できないから、運用が形骸化している可能性があるといえ、業務効率性の観点からチェック項目の内容について再検討すべきである。

I-2 子どもの育ちの推進事業

(1) 目的

子どもが健やかに育つことのできる地域社会の実現をめざすという、三重県子ども条例の基本理念をふまえ、子どもからの相談に対応する「子どもホットダイヤル」を運営し、児童相談所や教育委員会などの関係機関と連携し適切な対応を行うとともに、子どもの意見を県政に生かす「キッズ・モニター」を実施する。

多様な主体が連携して、子どもの育ちや子育て家庭を応援するイベントを開催する。また、「みえ次世代育成応援ネットワーク」をはじめ、地域や企業、団体等さまざまな主体と連携し、子どもの育ちを見守る取組みを進めるとともに、子育て団体による子育て家庭を応援する取組みを支援する。企業や団体、個人から、人的、資金的、物的支援を得ながら「子どもの笑顔を生きての喜びがあふれる地域社会づくり」のため、「みえの子ども応援プロジェクト」の取組みを進める。

子育て家庭の経済的負担の軽減や地域で子育てを支える機運の醸成を図るため、企業の協賛を得ながら、子育て家庭に対する各種割引等のサービスの提供を進める。

(2) 事業内容

ア 子ども条例推進事業

三重県子ども条例や子どもの権利条約等について小学校高学年向けに分かりやすく解説したリーフレットを作成するとともに、学校や各種団体等で啓発を進める。外部の有識者を招き、子どもの権利をめぐる最新の動向等について講演会を開催する。

イ 子ども施策総合推進事業

子どもの声を県政に生かすため、e-モニター制度を使って、子どもたちから意見を集める。県内の小学校、中学校、高校の協力のもと、モニター募集チラシを配布して、モニター登録を呼びかける。モニターの対象となるのは、小学校4年生から高校3年生とする。

ウ 子ども専用相談電話事業

子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みや不安を抱えた子どもの声を受け止

め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら、解決をめざすとともに、専門的な対応が必要な案件については、児童相談所や教育委員会などの関係機関につなげる。

エ 企業連携事業

子育て支援やイクボス、ワーク・ライフ・バランス、女性活躍推進等の少子化対策の取組みを企業等と連携してより効果的かつ広がりをもって進めていけるよう、企業へのはたらきかけを進める。また、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員の拡大を図るとともに、会員総会や会員交流会の開催や、メールマガジンの発刊などにより、会員相互の連携強化に取り組む。

オ 家族の絆強化事業

みえ次世代育成応援ネットワーク会員をはじめとする企業や団体、大学などと協働し、家族の絆や地域の絆が深まるようなフェスティバルを開催する。

カ みえの子ども応援プロジェクト事業

三重県子ども条例や「子どもスマイルプラン」に基づき、地域の企業や団体、個人から人的、資金的、物的支援を得ながら、子どもの育ちや子育て家庭を応援することにより、「子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれる地域社会づくり」を進めることを目的とした「みえの子ども応援プロジェクト」として、子育て・子育て家庭支援などに取り組む団体に対し補助（子ども応援スマイル補助金）を行う。

キ 子育て家庭応援クーポン普及啓発事業

県内の子育て家庭からモニターを募集し、利用者ニーズや事業の改善点の把握に取り組むとともに、啓発イベントの実施やチラシの配布などを通じて、事業の周知も図る。大手チェーンストアを中心に、協賛店舗への加入の働きかけを行い、協賛店舗の拡大につなげる。

(3) 予算額・決算額

ア 事業費の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	31,194 千円	18,713 千円	16,593 千円
決算額	28,710 千円	17,243 千円	13,615 千円

イ 平成 29 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
子ども条例推進事業	503 千円	-
子ども施策総合推進事業	167 千円	-
子ども専用相談電話事業	10,228 千円	-
企業連携事業	-	-
家族の絆強化事業	3,945 千円	-
みえの子ども応援プロジェクト事業	1,393 千円	-
子育て家庭応援クーポン普及啓発事業	357 千円	-
合計	16,593 千円	13,615 千円

(4) 主な委託契約・補助金の内訳

件名	予算額	決算額
子育て応援！わくわくフェスタ会場 設営及び管理業務委託	3,000 千円	2,700 千円
みえの子ども応援スマイル補助金	1,000 千円	158 千円

(5) 契約・補助金の概要

ア 子育て応援！わくわくフェスタ会場設営及び管理業務委託

契約締結日	平成 29 年 11 月 6 日
計画期間	平成 29 年 11 月 6 日～平成 29 年 12 月 1 日
契約方式	随意契約

みえ次世代育成応援ネットワークに参加する企業や団体や地域住民が、一体となり子どもの育ちや子育て家庭を応援するとともに、少子化対策について地域で取り組めることを考える場を提供するものである。

一般競争入札を実施したが、不調となったため、随意契約を行った。

イ みえの子ども応援スマイル補助金

補助対象事業	(1)切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実 (2)保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援 (3)男性の育児参画の推進 (4)子どもの貧困対策 (5)児童虐待の防止 (6)社会的養護の推進 (7)発達支援が必要な子どもへの対応
補助上限	50万円
補助率	対象経費の1/2
根拠法令等	みえの子ども応援スマイル補助金交付要領 三重県補助金等交付規則 健康福祉部関係補助金等交付要綱
応募事業数	9事業
交付決定事業数	2事業

本補助金は、子どもの育ちや子育て家庭を支援することにより「子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれる地域社会づくり」という目的に合致する事業において、その経費の1/2を補助するものである。

(6) 監査結果

子ども応援スマイル補助金に係る消費税等の確認について【意見】

「みえの子ども応援スマイル補助金交付要領」第5条によると、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は、補助金の交付の対象となる経費と認めない、と規定されている。担当者は、本件補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の減額の可能性を検討するに際し、交付対象者に対し、消費税納税義務者を口頭で確認したとのことであったが、他に該当する手続きを実施した資料が残されていなかった。当該手続きが適正になされたか事後に確認するためにも、仕入控除税額相当額の把握及び減額事務の手続を整備する必要がある。

I-3 思春期ライフプラン教育事業

(1) 目的

思春期から男女ともに、自身の生き方について考えられるよう、中学生を対象に妊娠、出産に関する医学的知見を踏まえた正しい知識の普及や乳児と触れ合う実体験の場を提供することにより、家族の愛情や命の大切さを学ぶことで自己肯定感を高める。

大学生や企業等の従業員が妊娠出産や性に対する正しい知識とライフプランを意識した健康行動が定着できることをめざす。

(2) 事業内容

ア 赤ちゃんふれあい体験事業

小中学生がパパママ教室や育児相談の場を活用し直接赤ちゃんを抱っこしたり、妊婦から胎児の心音を聞くことにより、赤ちゃんへの愛着、家族の愛情や命の大切さを学ぶ事業を行う市町への補助を行う。

イ 命の教育セミナー事業

産婦人科医師・助産師等外部講師を活用した思春期教育は、地域、学校等により実施状況が異なり教育を受ける子どもと受けない子どもの格差が生じていることから、市町内で一定の学年を定め男女とも平等に学べる場を確保した市町に対してかかる経費の補助を行う。

ウ 未来のパパママ啓発事業

中学生向け思春期ライフプラン教育用パンフレットを配布し、正しい知識の普及啓発を行い、行動化を図るとともに、思春期ライフプラン教育用WEBコンテンツPRカードの増刷を行う。

エ ライフプランアドバイザー派遣事業

大学や企業、団体等がライフプランセミナーの枠組みの中で、妊娠・出産等に関する正しい知識や情報提供を行い、大学生や従業員等が妊娠・出産等に関する医学的知識を習得し、自らのライフプランやキャリアプランを考える機会を提供する。

(3) 予算額・決算額

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	- 千円	3,183 千円	386 千円
決算額	3,767 千円	2,531 千円	256 千円

(4) 補助金の内訳

件名	予算額	決算額
思春期ライフプラン教育事業費補助金	160 千円	140 千円

(5) 補助金の概要

思春期ライフプラン教育事業費補助金

補助対象事業	(1)赤ちゃんふれあい体験事業 (2)命の教育セミナー事業
補助上限	(1)につき、5 万円 (2)につき、1 万円
補助率	対象経費の 1/2
根拠法令等	思春期ライフプラン教育事業費補助金交付要領 三重県補助金等交付規則 健康福祉部関係補助金等交付要綱
応募事業数	4 事業
交付決定事業数	4 事業

本補助金は、思春期ライフプラン教育を行う市町に対し、これに要する経費の一部を県が補助することにより、思春期から妊娠・出産の適齢期や、不妊の知識等の正しい知識の普及を進め、母性・父性の涵養と家族感の醸成を図るため、経費の 1/2 を補助するものである。

(6) 監査結果

指摘、意見等とすべき事項はなかった。

I-4 男性の育児参画普及啓発事業

(1) 目的

企業や市町等と連携し、男性の育児参画推進のための取組みを継続実施することにより、職場や地域において、男性が積極的に育児に取り組むことができるよう、機運醸成や環境づくりを進める。自然体験を通じて子どもの生き抜く力を育てる子育てに、男性が積極的に関わることで、子どもの豊かな育ちを支援する。

(2) 事業内容

ア ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ事業

子育て中の男性やイクボス等を募集・表彰し、その事例等を広く周知することを通じて、男性の育児参画の関心や理解を高めることを目的に、第4回「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」を開催する。開催に関連して、募集のためのチラシ、ポスター制作やPRを行い、受賞者の事例集も作成する。

このほか、男性の育児休暇取得に関する取材及びインタビューを実施し、それらをまとめて冊子を作成し、県内各市町及び関係機関等へ配布する。

イ イクボス養成講座事業

企業や団体等におけるイクボス推進をサポートするため、企業等がイクボスの重要性や具体的な取組方法等について学ぶための講師派遣を行う。

ウ サンキュー育休キャンペーン事業

男性の育児参画がより進めやすい職場環境づくりにつなげるため、企業と連携し、産休や育休取得等をテーマに、子育て中の男性や育休取得経験者による情報交換や意見交換を行うとともに、産休・育休取得事例等を収集し、冊子等にまとめて情報発信する。

エ みえの育児男子親子キャンプ事業

キャンプ場と連携し、自然体験を通じて子どもの生き抜く力を育むことや親子の絆づくりを主眼とした「みえの育児男子 親子キャンプ」を実施するとともに、子育て中の男性をはじめ広く県民に向けて男性の育児参画の魅力や効果を発信する。

(3) 予算額・決算額

ア 事業費の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	9,689 千円	3,626 千円	3,174 千円
決算額	7,832 千円	2,372 千円	2,963 千円

イ 平成 29 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ事業	774 千円	-
イクボス養成講座事業	659 千円	-
サンキュー育休キャンペーン事業	1,635 千円	-
みえの育児男子親子キャンプ事業	106 千円	-
合計	3,174 千円	2,963 千円

(4) 主な委託契約の内訳

件名	予算額	決算額
男性の育児参画推進にかかる情報収集・発信等業務委託	1,997 千円	1,965 千円

(5) 委託契約の概要

ア 男性の育児参画推進にかかる情報収集・発信等業務委託

契約締結日	平成 29 年 9 月 11 日
契約期間	平成 29 年 9 月 11 日～平成 30 年 3 月 30 日
契約方法	随意契約（企画提案コンペ）
コンペ参加者	1 者

本事業は、“みえの育児男子プロジェクト”の一環として、男性の育児休暇取得をはじめ、さまざまな方法や子どもとの関わりの中で、積極的に子育てをしている男性の取り組み事例等を収集し、その内容を県民に向けて広く情報発信することにより、多くの男性が育休取得や積極的に子育てに関与するきっかけ作りをすることを目的とする。具体的には、第 4 回「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」及び「サンキュー育休キャンペーン」の実施に当たり、男性の育休取得や子育て事例等を多く収集し、それをま

とめた冊子を制作し県民に情報発信する。同時に、「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」募集チラシ及びポスターを制作するとともに、ウェブ、SNS、広告又はイベントを活用することにより、本事業の周知及び応募の呼びかけを行う。

本事業を適切に実施するには、取材能力や事例の調査能力、PR力及び企画力等が求められることから、専門業者が持つノウハウを有効活用する必要がある。つまり、アイデア、企画及びデザイン等を必要とするがゆえに、価格競争によるだけでは成果を期待しづらいために、透明性及び競争性を高めるべく公募による企画提案コンペを実施した。

(6) 監査結果

指摘、意見等とすべき事項はなかった。

II 結婚・妊娠・出産の支援

II-1 みえの出逢い支援事業

(1) 目的

結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」の実現に向け、結婚に向けた情報提供や機運の醸成等に取り組むことで、人生のパートナーとの出逢いを支援し、結婚を望む人が結婚できる地域社会を実現する。

(2) 事業内容

ア みえ出逢いサポートセンター運営事業

結婚を望む人が結婚できる地域社会の実現に向け、みえ出逢いサポートセンターにより、結婚を望む人への出逢いの場等の情報提供や、市町や企業が取り組む結婚支援の取組みを支援する。

イ 出逢い支援関係機関・団体連携強化事業

効果的な結婚支援の取組みを進めるため、全国結婚支援セミナーに参加し情報収集を行うとともに、市町とのさらなる連携強化を図るため、新たに市町との意見交換等を行う機会を設ける。

ウ 出逢い支援実施計画策定及び市町連携促進事業

総合的な出逢い支援計画を策定するため、全市町の若者を対象に、結婚に関する意識調査や医学的知識の普及啓発を実施するとともに、市町の総合的な出逢い支援の取組みを活性化させる。

エ 大学生の結婚等意識調査及び大学のライフプラン教育促進事業

県内すべての高等教育機関の学生を対象に、結婚に関する意識調査やキャリアデザインにも役立つ医学的知識の普及啓発を実施するとともに、大学生向けライフプラン教育啓発コンテンツを開発する。

オ 労使協働による企業の結婚支援の考え方及び勤労者の結婚に関する意識等調査事業

企業を対象に従業員の結婚支援に関する調査と、従業員を対象に結婚に関する調査や、妊娠・出産に関する医学的知識の普及啓発を行う。

カ ネットワーク等会員企業に向けた従業員の結婚支援働きかけ事業

乳児期をはじめとする子育て支援等に取り組んでいるネットワーク・団体（みえ次世代育成応援ネットワーク、みえのイクボス同盟、男女がいきいきと働ける企業表彰、女性の大活躍推進三重県会議）の企業を対象に、結婚支援の取組状況等を調査し、子育て支援等と併せて「見える化」するとともに、従業員の結婚支援やライフプラン教育の実施を働きかける。

具体的には、県内外の先進事例等の紹介記事や企業等の参考となるような特集記事などを記載した32ページ程度の冊子を7,000部作成し、県内20企業、29市町、52の商工会議所等に配布する。

キ 企業による地域結婚応援促進事業

統一ロゴマークの作成や一斉取組の開催等を通して、企業による地域の若者の結婚を応援する取組の機運醸成と取組を促進する仕組みを構築する。

ク みえの新たな出会い創出事業

結婚を希望する人のニーズに応じた新たな出逢いの場を提供できる企業等への働きかけを通して、地域における魅力的な出逢いの場を創出する。

ケ 複数企業による交流機会の提供補助事業

複数の企業が連携して自主的に交流機会を提供する事業に対して補助を行い、企業による従業員の結婚支援の取組の拡大を図る。

(3) 予算額・決算額

ア 事業費の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
予算額	35,935千円	12,494千円	102,031千円
決算額	17,056千円	12,259千円	88,703千円

イ 平成 29 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
みえ出逢いサポートセンター運営事業	6,870 千円	-
出逢い支援関係機関・団体連携強化事業	149 千円	-
出逢い支援実施計画策定及び市町連携促進事業	24,322 千円	-
大学生の結婚等意識調査及び大学のライフプラン教育促進事業	15,000 千円	-
労使協働による企業の結婚支援の考え方及び勤労者の結婚に関する意識等調査事業	18,717 千円	-
ネットワーク等会員企業に向けた従業員の結婚支援働きかけ事業	13,390 千円	-
企業による地域結婚応援促進事業	11,484 千円	-
みえの新たな出会い創出事業	7,099 千円	-
複数企業による交流機会の提供補助事業	5,000 千円	-
合計	102,031 千円	88,703 千円

(4) 主な委託契約・補助金の内訳

件名	予算額	決算額
結婚を応援するCOOLな企業のPR業務委託	3,415 千円	3,380 千円
企業による地域結婚応援促進事業にかかる業務委託	11,384 千円	9,833 千円
出逢い支援実施計画策定及び市町連携事業委託	23,000 千円	21,864 千円
労使協働による企業の結婚支援勤労者の結婚に関する意識調査	18,615 千円	14,800 千円
大学生の結婚等意識調査大学のライフプラン教育促進事業委託	15,000 千円	13,622 千円
みえの出逢い支援事業にかかる業務委託	6,825 千円	6,823 千円
みえの出逢い応援団体強化事業業務委託	5,000 千円	4,323 千円

みえの出会いサポートセンターシステム 改修委託	2,000 千円	1,919 千円
従業員に向けた結婚支援等働きかけ事業 業務委託	9,775 千円	9,941 千円

(5) 委託契約・補助金の概要

ア 結婚を応援するCOOLな企業のPR業務委託

契約締結日	平成 29 年 9 月 11 日
契約期間	平成 29 年 9 月 11 日～平成 30 年 2 月 28 日
契約方法	随意契約（企画提案コンペ）
コンペ参加者	2 者

本事業は、企業における結婚支援に関する情報、とくに優良事例を収集し、ウェブや冊子によって情報発信することで、企業が安心して結婚支援に取り組むことのできる環境を整備するものである。本事業を適切に実施するには、取材能力、デザイン力、PR力及び企画力等が求められることから、そうした能力を有する専門業者に委託する必要がある。

ゆえに、事業の性質、目的が競争入札に適さないものとして、透明性及び競争性を高めるため公募による企画提案コンペを実施した。

イ 企業による地域結婚応援促進事業にかかる業務委託

契約締結日	平成 29 年 4 月 3 日
契約期間	平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 31 日
契約方法	随意契約（企画提案コンペ）
コンペ参加者	2 者

本事業は、主に企業による結婚の応援につながる取組みを県内で促進するために、取組みに参加する企業を募り、それを支援するとともに、次年度以降、継続して実施していくための仕組みづくりを行うものである。本事業を適切に実施するには、企業に対して取組みを働きかける企画広報力や営業力等が必要となる。また、その取組みの必要性を説明するために、県内外における結婚を取り巻く諸事情に関する知識や、それを県民に周知する能力が

必要となる。

ゆえに、事業の性質、目的が競争入札に適さないものとして、透明性及び競争性を高めるため公募による企画提案コンペを実施した。

ウ 出逢い支援実施計画策定及び市町連携事業委託

契約締結日	平成 29 年 4 月 3 日
契約期間	平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 30 日
契約方式	随意契約（企画提案コンペ）
コンペ参加者	1 者

本事業は、若者の結婚等に関する意識調査を実施し、市町ごとに集計・分析するとともに、未婚化や晩婚化の状況とそれらの要因と考えられる既存データを収集・分析することで、他の自治体等による結婚支援の取り組み事例と併せて、県が新たに設置する市町の担当者会議を通して、市町に対し、結婚支援の取り組み検討のためのデータを提供するものである。

ゆえに、データの収集・分析をするためには、多種多様で専門的な知識やノウハウを要することから、事業の性質、目的が競争入札に適さないものとして、透明性及び競争性を高めるため公募による企画提案コンペを実施した。

エ 労使協働による企業の結婚支援勤労者の結婚に関する意識調査

契約締結日	平成 29 年 6 月 13 日
契約期間	平成 29 年 6 月 13 日～平成 30 年 3 月 30 日
契約方式	随意契約（特命）

本事業は、県内の企業・事業所で働く勤労者 3 万人と企業・事業所 5 千社を対象に、妊娠・出産に関する医学的な知識の普及啓発を兼ねて調査を実施し、企業による結婚支援の取り組みの課題の把握を図るものである。調査全体の統計的精度を確保することや、医学的な知識の普及啓発を目的としていることから、調査対象者数をできるだけ多く確保する必要があるため、それに資するネットワークを有する者に対し業務を委託する必要がある。ゆえに、事業の性質、目的が競争入札に適さないものとして、随意契約の相手方を選定した。

オ 大学生の結婚等意識調査大学のライフプラン教育促進事業

契約締結日	平成 29 年 4 月 3 日
契約期間	平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 30 日
契約方式	随意契約（特命）

本事業は、県内全ての高等教育機関の学生約 16,500 人を対象に、妊娠・出産に関する医学的な知識の普及啓発を兼ねて意識調査を実施し、高等教育機関における学生のライフプランやキャリアデザイン構築に向けた取組みの活性化を図るものである。過去の調査実績等から、学生からの調査回答を効率的効果的に回収するためには、各高等教育機関における主体的な取組み・協力が必要不可欠である。ゆえに、事業の性質、目的が競争入札に適さないものとして、随意契約の相手方を選定した。

カ みえの出会い支援事業にかかる業務委託

契約締結日	平成 29 年 4 月 3 日
契約期間	平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 30 日
契約方式	随意契約（企画提案コンペ）
コンペ参加者	1 者

本事業は、「結婚を希望する人が結婚できる地域づくり」の実現に向け、平成 26 年度から「みえの出会い支援事業」の一環として、「みえ出会いサポートセンター」を設置し、出逢いの場の情報提供、結婚を希望する人への出逢いの機会の提供、結婚を希望する人を応援する地域づくりの実現を支援するものである。当該事業を行うに当たり、結婚を希望する人や県内の市町、企業・団体を対象としたセンター利用を促進するためには、企画広報力や営業力等が必要となる。ゆえに、価格競争によるだけでは成果を期待しづらいために、透明性及び競争性を高めるべく公募による企画提案コンペを実施した。

キ みえの出会い応援団体強化学業業務委託

契約締結日	平成 29 年 6 月 28 日
契約期間	平成 29 年 6 月 28 日～平成 30 年 3 月 26 日
契約方式	随意契約（企画提案コンペ）

コンペ参加者	1者
--------	----

本事業は、みえ出逢いサポートセンター会員の出逢いの機会が県内各地で提供されるよう、企業・団体・NPOの発掘と連携の推進、及び団体等が自主的かつ継続的に出逢いの機会を提供することのできる仕組みづくりを目的とするものである。そのためには、魅力的な出逢いの機会を提供できる潜在的な能力や意欲等を有する団体等とのネットワークを有する事業者の専門的ノウハウを活用する必要がある。

アイデア、企画及びデザイン等を必要とするがゆえに、価格競争によるだけでは成果を期待しづらいために、透明性及び競争性を高めるべく公募による企画提案コンペを実施した。

ク みえの出逢いサポートセンターシステム改修委託

契約締結日	平成 29 年 12 月 1 日
契約期間	平成 29 年 12 月 1 日～平成 30 年 3 月 23 日
契約方式	随意契約（特命）

本事業は、平成 26 年度から進めている「みえの出逢い支援事業」の一環として、結婚を希望する人への出逢いの場の情報提供を行うために設置された「みえ出逢いサポートセンター」において、センターに登録した会員に関する情報を一元的に管理することを可能とすること、メルマガ配信への新たな機能付加及びそれらの保守管理等を行うものである。現行システムを構築し運用・保守管理する事業者が本事業を行うことで、情報漏洩や事業遅延リスクを低減させられるとともに、経済的かつ効率的な運用が可能となるとの観点から、随意契約の相手方を選定した。

ケ 従業員に向けた結婚支援等働きかけ事業業務

契約締結日	平成 29 年 4 月 3 日
契約期間	平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 26 日
契約方式	随意契約（企画提案コンペ）
コンペ参加者	2者

本事業は、子育て支援に取り組む企業・団体で結成されている「みえ次世代育成応援ネットワーク」に加盟する企業を中心に、

現在の結婚支援等の取組状況についての調査を行い、「結婚の希望を叶える環境整備に向けた企業・団体等の取組に関する検討会提言」の内容を踏まえた結婚支援等の取組を働きかけ、企業の取組を「見える化」するとともに、機運の醸成や優良事例等の情報発信を行い、企業による結婚支援の活性化を図るものである。

アイデア、企画等を必要とするがゆえに、価格競争によるだけでは成果を期待しづらいために、透明性及び競争性を高めるべく公募による企画提案コンペを実施した。

(6) 監査結果

委託業務仕様書に定められた打合せの実施について【指摘】

「出逢い支援実施計画策定及び市町連携事業委託」、「労使協働による企業の結婚支援勤労者の結婚に関する意識調査」及び「大学生の結婚等意識調査大学のライフプラン教育促進事業」の3事業について、その事業仕様書に、それぞれ受託事業者と県との間で、県庁内での打合せを少なくとも10回実施すると記載されていた。当該事業仕様書は契約書の添付資料であり、かつ打合せ自体も、見積書及び県側の資料上で発注金額の積算根拠とされていた。

しかし、当該打合せについて、実施したことを示す資料が残されていない。したがって、打合せを実施したが書類を残していないのか、そもそも打合せを実施しなかったのか、資料から確かめることができなかった。

打合せした内容につき、こういった資料を残すかについては当事者の任意であって、必ずしもその形式を問うものではなくメモ程度のもので足りると考えられる。もっとも、打合せ自体、契約の一部に盛り込まれており、かつ、打合せ内容は、事業の遂行にかかわるものであることからすると、何ら書類が残されていなければ、実際に打合せが行われたか否か確かめることはできないし、仮に事後的に当該事業を検証することがあったとしても、その検証を妨げてしまうと考えられる。以上から、打合せをした場合、実施した日時・場所、参加者及び打合せ内容について書類に残すべきである。

効率的な事業実施について【意見】

「企業による地域結婚応援促進事業にかかる業務委託」において、平成 29 年 11 月にイベントとして、企業による結婚の応援につながる一斉取組みを実施した。具体的には、イベント当日に、喫茶店によるカップルを対象とした飲食サービスの提供など結婚を希望する人の出逢いや交際を支援する取組み及び旅行者による夫婦を対象としたツアー企画など結婚生活を支援し、夫婦・家族の絆を深める取組みなどである。200 か所以上の企業または店舗の参加を目標としたのに対して、42 社、254 事業所の参加があり、目標を上回る企業等の参加を達成した。

もっとも、実施後の企業・店舗等からのアンケートによると、イベントの周知期間が短かったため、当該イベントを知って企業・店舗等を利用した人数は少数にとどまり、中には用意したサービスが全く利用されなかった事業所もあった。

本委託事業には平成 30 年度以降、県内各地で同様の取組みが展開されるよう必要な準備を行うことも含まれており、県も次年度以降、各企業がそれぞれの地域において、個別かつ主体的に結婚の応援につながる取組みを展開することとしている。今後、当該取組みについて県が継続的に関与するならば、上記のとおり本委託事業の一環として行われた平成 30 年度以降への準備を踏まえたうえで、企業からのアンケート結果により明らかとなった課題解決のための道筋を示すべきである。

再委託の申請に際して提供された情報について【指摘】

「従業員に向けた結婚支援等働きかけ事業」において、業務委託契約書第 4 条第 1 項は、委託事業を第三者に再委託してはならないこととし、例外的に、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合に限り、再委託を認めることとしている。

業務受託者は、平成 29 年 4 月 3 日、第三者への業務委託の申請書等を提出し、送付用封筒の印刷及び宛名ラベルの作成、調査協力依頼はがきの印刷及び発送、調査票データの入力、啓発リーフレットの作成、チラシの作成等の業務につき、再委託の申請を行い、県は、同日、

再委託を承認した。

しかしながら、業務受託者から提出された再委託の申請書及びその添付書類には、再委託の金額が記載されていなかった。

また、県の決裁文書にも、再委託の金額についての記載が存在しなかった。

このように、平成 29 年 4 月 3 日付再委託申請に対する承認は、再委託の金額を確認することなく行われたものであり、業務委託契約書第 4 条第 1 項の規定に反するものである。

業務委託契約書において再委託を原則禁止としている以上、再委託が許容されるのは、再委託の必要性があり、再委託先においても業務の品質を確保することができる等の条件が担保されている場合に限り、と解される。

再委託の金額は、再委託先においても業務の品質を確保することができるかどうか等、再委託の可否を判断する上での判断材料になるものである。

したがって、業務委託契約書の規定に反して再委託が行われたことは、看過することができないものであるため、指摘事項とした。

個別訪問時の確認事項について【意見】

「従業員に向けた結婚支援等働きかけ事業」において、業務委託契約書に添付された企業に向けた従業員の結婚支援等働きかけ事業業務仕様書では、企業への戸別訪問を行い、県の各種取組についての説明を行うとともに、取組への参加を促し、取組への参加意向及び取組への意識の変容度を確認することとされていた。

ところが、県から提供された資料から、業務受託者が、企業経営者個人の家族構成、出産に対する考え方等を確認の対象としていたことが明らかになった。

その上、一部の企業経営者からは、業務受託者が確認した内容をまとめたものが不正確であるとのクレームもあった。

仕様書においては、企業自体の取組への参加意向及び取組への意識の変容度が確認事項となっていたのであり、企業経営者個人の意識が確認事項となっていたわけではない。

したがって、業務受託者が企業経営者個人の意識を確認したことは、仕様書が予定していた範囲を超えるものであり、プライバシー侵害と

なりかねないものであった。

県としては、業務受託者が、仕様書が予定していた範囲での確認を行うよう、業務受託者に対し、適切な指導を行うべきであった。

II-2 不妊相談・治療支援事業

(1) 目的

子どもを産みたい人が安心して産み育てられる、出産・子育てに希望がもてる三重をめざして、不妊や不育症に悩む夫婦を支援する。

(2) 事業内容

ア 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療、男性不妊治療は、高額な医療費がかかり、保険も適用されないため、不妊に悩む夫婦は、経済的に大きな負担を強いられる。このため、特定不妊治療、男性不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することで、不妊に悩む夫婦を経済的に支援する。

イ 特定不妊治療費助成金上乘せ事業

所得の少ない夫婦にとっては、特定不妊治療にかかる経済的負担が特に大きなことから、特定不妊治療費助成金の上乗せ事業を行う。

ウ 第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業

国の制度改正に伴い、平成26年度から助成上限回数が減少した。これは、妊娠の確率が累積6回程度までは上昇するが、その後はほとんど増加しないことによるものである。しかし、特定不妊治療費助成を受けて1人目を出産した夫婦が、2人目の治療を受けようとする際に、助成上限回数の減少により助成が受けられないおそれがあり、特に所得の少ない夫婦がこのことで2人目を断念するおそれがある。このため、夫婦合算所得400万円未満の夫婦に限り、2人目以降の特定不妊治療に対して、通算8回まで助成することにより支援を行う。

エ 不育症治療費等助成事業

不育症は、治療方針が一定ではなく難解な疾患であることから、検査や治療の多くが保険診療対象外となっており、不育症に悩む夫婦は、経済的に大きな負担を強いられている。一部の市町では、不育症にかかる検査や治療への助成を開始していることから、県が市町の助成事業を支援することによってこれらの助成事業の拡充を図り、不育症に悩む夫婦の経済的負担を軽減する。

オ 一般不妊治療費助成事業

人工授精は保険診療対象外となっており、助成を受けられる自治体も少ないことから、不妊に悩む夫婦は、経済的な負担を強いられている。一部の市町では、人工授精にかかる費用への助成を行っていることから、県が市町の助成事業を支援することによってこれらの助成事業の拡充を図り、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減する。

(3) 予算額・決算額

ア 事業費の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	439,352 千円	490,416 千円	510,082 千円
決算額	389,607 千円	407,866 千円	508,122 千円

イ 平成 29 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
特定不妊治療費助成事業	-	-
特定不妊治療費助成金上乘せ事業	-	-
第 2 子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業	-	-
不育症治療費等助成事業	-	-
一般不妊治療費助成事業	-	-
不妊専門相談事業	-	-
不妊症看護認定看護師資格取得支援事業	-	-
合計	510,082 千円	508,122 千円

(4) 主な委託契約・補助金の内訳

件名	予算額	決算額
特定不妊治療費助成金	394,989 千円	426,607 千円
三重県特定不妊治療費、一般不妊治療費及び不育症治療費等補助金	33,065 千円	25,374 千円

(5) 委託契約・補助金の概要

ア 三重県特定不妊治療費助成金

補助対象事業	特定不妊治療及び顕微授精に係る治療費の一部の助成
補助上限	15万円 ただし、初回上限は30万円、男性不妊治療上限は15万円
補助率	対象経費
根拠法令等	三重県特定不妊治療費助成規則 三重県特定不妊治療費助成事業実施要項 三重県補助金等交付規則 健康福祉部関係補助金等交付要綱
応募者数	2,385名
交付決定者数	2,382名

本助成金は、特定不妊治療、男性不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することで、不妊に悩む夫婦を経済的に支援するため、治療費のうちの一定額を補助するものである。

イ 三重県特定不妊治療費、一般不妊治療費及び不育症治療費等補助金

補助対象事業	(1)特定不妊治療費助成金の上乗せ助成 (2)2人目以降の特定不妊治療に対して、通算8回まで助成 (3)不育症にかかる検査や治療への助成事業の拡充 (4)人工授精にかかる費用への助成の拡充
補助上限	(1)につき、10万円 (2)につき、15万円 (3)につき、5万円 (4)につき、5万円
補助率	対象経費の1/2
根拠法令等	三重県特定不妊治療費、一般不妊治療費及び不育症治療費等補助金交付要領 三重県補助金等交付規則 健康福祉部関係補助金等交付要綱
応募事業数	29事業
交付決定事業数	29事業

本補助金は、市町が実施する特定不妊治療費上乘せ事業、第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業、不育症治療費等助成事業、一般不妊治療費助成事業につき、県がその1/2を補助するものである。

(6) 監査結果

指摘、意見等とすべき事項はなかった。

Ⅱ－3 出産・育児まるっとサポートみえ推進事業

(1) 目的

平成 26 年に策定した三重県母子保健計画「健やか親子いきいきプランみえ」（2 次）に基づき、妊娠出産期から思春期までのライフステージに応じた母子保健の様々な課題に対して、切れ目のない支援を推進することにより、親と子が健やかに暮らせる地域づくりをめざす。

(2) 事業内容

ア 妊娠出産包括支援推進事業

各市町の切れ目のない出産・育児支援体制づくりのため情報交換会、研修会を各 1 回行う。

イ 母子保健支援者育成事業

母子保健コーディネーター研修を 1 回行い、各市町の母子保健活動の核となる人材を育成する。

ウ 母子保健体制構築アドバイザー設置事業

母子保健体制構築アドバイザーの各市町訪問を通して、各市町の母子保健体制づくりを支援する。

エ 妊娠・出産等に関する相談体制の整備

妊娠届出時アンケートの評価会議を行う。出産前後の親子支援事業を行う。

オ 出産前後からの親子支援事業

産婦人科医師、小児科医師、保健師、助産師、看護師等へ配布するための保護者向けパンフレットの作成及び配布（作成部数 1 万 4,000 部）、みえ出産前後からの親子支援事業実施マニュアルの改訂版の作成並びに関係医療機関及び市町母子保健担当等への配布（作成部数 200 部）を行うとともに、妊娠届出時アンケートについての評価及び妊産婦メンタルヘルス対策についての会議を開催する。

(3) 予算額・決算額

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	- 千円	4,467 千円	4,086 千円
決算額	- 千円	3,799 千円	3,179 千円

(4) 主な委託契約の内訳

件名	予算額	決算額
出産前後からの親子支援事業業務委託	672 千円	671 千円

(5) 委託契約の概要

ア 出産前後からの親子支援事業業務委託

契約締結日	平成 29 年 5 月 2 日
契約期間	平成 29 年 5 月 2 日～平成 30 年 3 月 31 日
契約方式	随意契約

三重県母子保健計画「健やか親子いきいきプランみえ」(2次)に基づき、妊娠出産期から思春期までのライフステージに応じた母子保健の様々な課題に対して、切れ目のない支援を推進することにより、親と子が健やかに暮らせる地域づくりをめざすものである。

継続的に特定の業務受託者と業務委託契約を締結しているため、随意契約が行われた。

(6) 監査結果

指摘、意見等とすべき事項はなかった。

II-4 産後ケア事業

(1) 目的

子どもを持つことを望む県民が、理想とする子どもの数を産み育てられるよう、子育て環境が整っていないなど支援の必要な妊産婦を早期に把握し、途切れない家族支援の一環として、産院退院直後の支援を行う。産院入院期間が短縮傾向にある中においても、安心して子供を産み育てられる環境を整える。

(2) 事業内容

市町は医療機関や助産所との連携を強化し、産後ケアが必要な妊産婦を発見し、産後ケア事業につなげる。県は産院退院後の支援が必要な産婦に対し、助産所または医療機関の空きベッドを活用し、1日～1週間程度の宿泊、日帰り又は訪問により、母乳指導や沐浴指導等の育児支援や新生児の育児支援を受ける経費の一部の補助を行う市町を支援する。

(3) 予算額・決算額

事業費の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	1,970 千円	1,723 千円	1,723 千円
決算額	659 千円	587 千円	850 千円

(4) 主な補助金の内訳

件名	予算額	決算額
産後ケア事業費補助金	1,723 千円	850 千円

(5) 補助金の概要

ア 産後ケア事業費補助金

補助対象事業	産後ケア事業
補助上限	5,000 円
補助率	対象経費の 1/2
根拠法令等	産後ケア事業費補助金交付要領 三重県補助金等交付規則 健康福祉部関係補助金等交付要綱

応募事業数	14 事業
交付決定事業数	14 事業

本補助金は、産後ケア事業を行う市町に対し、これに要する経費の一部を県が補助することにより、子どもを望む県民が、安心して子どもを産み育てられるよう、支援が必要な者への産前産後の支援体制の確保を目的とするものである。

(6) 監査結果

指摘、意見等とすべき事項はなかった。

Ⅲ 子育て支援と家庭・幼児教育の充実

Ⅲ-1 教育・保育給付事業

(1) 事業の概要

子ども・子育て支援法に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所を対象とした財政支援（施設型給付）及び、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等を対象とした財政支援（地域型保育給付）を行う。

(2) 目的

市町以外の者が設置する特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）に係る施設型給付費の支給に要する費用の一部を負担すること等を行うことにより、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長するようにできる社会の実現に寄与することを目的とする。

市町が認可する地域型保育を実施することにより、利用者が多様な保育サービスを選択できるしくみを作り、待機児童の解消や地域の子育て支援機能を維持・確保することをめざす。

(3) 事業内容

ア 施設型給付費・地域型保育給付費負担金

市町が民間の特定教育・保育施設において教育、保育を実施した場合や市町が地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業）において地域型保育を実施した場合に、これに要する費用の一部を負担する。

具体的には、子ども・子育て支援法第 67 条第 1 項の規定に基づき、施設型給付費負担金においては、保育（2号）認定子ども（満 3 歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。同法第 19 条第 1 項第 2 号）及び保育（3号）認定子ども（満 3 歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。同法第 19 条第 1 項第 3 号）の施設型給付と、教育標準時間（1号）認定こども（満 3 歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。同法第 19 条第 1 項第 1 号）の施設型給付のうち全国統一費用部分について、県の負担となる部分を負担する。地域

型給付費負担金においては、保育(3号)認定子どもの地域型給付のうち県の負担となる部分を負担する。

イ 施設型給付費・地域型保育給付費補助金

市町が民間の幼稚園や認定こども園において教育を実施した場合や地域型保育事業において地域型保育を実施した場合、これに要する費用の一部を補助する。

具体的には、子ども・子育て支援法附則第9条第4項の規定に基づき、施設型給付費補助金においては、教育標準時間(1号)認定子どもの施設型給付のうち地方単独費用部分(教育・保育に通常要する費用の額を勘案して設定される公定価格と国庫負担対象額との差額)のうち、2分の1を補助する。地域型給付費補助金においては、地域の実情等を参酌して市町が定める額と公定価格との差額のうち、2分の1を補助する。

ウ 子どものための教育・保育給付費補助金

認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用を補助する。

(4) 予算額・決算額

ア 事業費の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	3,011,787 千円	3,479,827 千円	4,051,277 千円
決算額	3,010,507 千円	3,479,810 千円	4,051,205 千円

イ 平成 29 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
施設型給付費・地域型保育給付費負担金	3,826,085 千円	3,818,879 千円
地域型給付費・地域型保育給付費補助金	225,192 千円	232,326 千円
合計	4,051,277 千円	4,051,205 千円

(5) 補助金等の概要

ア 施設型給付費・地域型保育給付費負担金

事業内容	子ども・子育て支援法第 67 条第 1 項の規定に基づき、市町が支弁する施設型給付費等(市町以外の者が設置する施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費)や地域型給付費等(地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費)などの支給に要する費用の一部を負担する。	
補助金等の名称	施設型給付費・地域型保育給付費県費負担金	
補助率	1/4	
補助上限	上限の定めなし	
根拠法令	子ども・子育て支援法第 67 条第 1 項 三重県補助金等交付規則 健康福祉部関係補助金等交付要綱 施設型給付費・地域型保育給付費県費負担金交付要領	
交付先	市町	
予算額と決算額	平成 29 年度予算額	3,826,085 千円
	平成 29 年度決算額	3,818,879 千円

イ 施設型給付費・地域型保育給付費補助金

事業内容	子ども・子育て支援法附則第 9 条第 4 項の規定に基づき、市町が支弁する施設型給付費等(市町以外の者が設置する施設に係るもの)、地域型給付費等(地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費)などの支給に要する費用の一部を補助する。	
補助金等の名称	施設型給付費・地域型保育給付費補助金	
補助率	1/2	
根拠法令	子ども・子育て支援法附則第 9 条第 4 項 三重県補助金等交付規則 健康福祉部関係補助金等交付要綱 施設型給付費・地域型保育給付費補助金交付要領	
交付先	市町	

予算額と決算額	平成 29 年度予算額	225,192 千円
	平成 29 年度決算額	232,326 千円

(6) 監査結果

指摘、意見等すべき事項はなかった。

Ⅲ－２ 保育対策総合支援事業

(1) 目的

保育士・保育所支援センター事業、保育士修学資金貸付事業を実施することにより、保育士確保に向けた取組を進める。

医療的ケア児保育支援モデル事業、許可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施する市町に対して補助を行うことにより、安心して子育てができる環境の整備を実施し、もって児童福祉の向上を図る。

家庭環境に配慮を要する児童及びその保護者が、児童の個々の発達段階に応じたきめ細かな保育を受けられるとともに、家庭と連携して児童の処遇向上を図る。

(2) 事業内容

ア 保育士・保育支援センター事業

保育士就職ガイダンスの実施

潜在保育士の復帰支援

・ 専門相談員の配置等による就労相談等

保育士確保等研修事業

・ 潜在保育士の再就職を支援する実地研修等

・ 保育所の経営者・管理者を対象としたマネジメント研修

イ 保育士修学資金貸付等事業

指定保育士養成施設に対し、保育士資格の取得をめざす学生に対する修学資金貸付の実施

潜在保育士が保育所に勤務するための就職準備金貸付の実施

ウ 医療的ケア児支援モデル事業

医療的ケア児が保育所等を希望する場合に、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るために必要な保育所等の体制整備を希望する市町に対して補助を行う。

エ 許可外保育施設の衛生・安全対策事業

許可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を行う事業を実施する市町に対して補助を行う。

オ 家庭支援推進保育事業（加配保育士）

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について家庭環境に配慮を要する児童が多数入所している私立保育所において、事業担当保育士の加配を実施するための経費を補助する市町に補助を行う。

カ 家庭支援推進保育事業（保育士配置基準改善事業）

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について家庭環境に配慮を要する児童が多数入所している私立保育所において、保育士の配置基準改善を実施するための経費を補助する市町に補助を行う。

(3) 予算額・決算額

ア 事業費の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	- 千円	139,928 千円	117,336 千円
決算額	35,223 千円	135,174 千円	115,915 千円

イ 平成 29 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
保育士・保育支援センター事業	4,856 千円	-
保育士修学資金貸付等事業	81,110 千円	-
医療的ケア児支援モデル事業	5,250 千円	-
許可外保育施設の衛生・安全対策事業	414 千円	-
家庭支援推進保育事業（加配保育士）	24,837 千円	-
支援推進保育事業（保育士配置基準改善事業）	869 千円	-
合計	117,336 千円	115,915 千円

(4) 主な委託契約・補助金事業の内訳

ア 平成 29 年度保育士・保育所支援センター業務委託

契約締結日	平成 29 年 4 月 1 日
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
契約先	社会福祉法人三重県社会福祉協議会
契約方法	随意契約
随意契約の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号

予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	6,721,000 円
	契約金額	6,718,000 円 (4,008,000 円)
	決算額	6,718,000 円 (4,008,000 円)

当該委託料は当事業及び保育専門研修事業費に按分されているため、当事業に係る金額をカッコ内に記載している。

(5) 監査結果

平成 30 年度の保育士・保育所支援センター委託業務の見積金額について【意見】

当該委託事業については、平成 29 年度に引き続き平成 30 年度も社会福祉法人三重県社会福祉協議会（以下、社協）との随意契約を結んでいるが、平成 29 年度の決算額が 6,718 千円（税込）であったのに対して平成 30 年度の見積価格が 12,250 千円（税込）と大きく増加していたため、増加理由について調査を行った。

金額の内訳を確認するにあたり、平成 29 年度については社協が作成した積算内訳書があったものの、平成 30 年度については同様の資料が県に提出されていなかったため、三重県が予算設定にあたって作成した設計書（予算額 12,450 千円）を入手して比較を行った。

2つの資料は様式が異なるため単純比較はできないものの、平成 30 年度の増加要因は、新規事業である「潜在保育士意識調査事業」に係る予算約 400 万円が追加計上されていること、直接人件費が約 200 万円増加していること、であると見受けられた。

上記の人員費の増加理由を担当者に確認したところ、前任者と異なる単価を用いたためであるとの説明を受けた。前任者と後任者のいずれが用いた単価が適正であるかという点については、ここでは論点としない。一方で社協が三重県の作成した予算内訳を知ることが出来ないという前提に立てば、社協の作成した見積金額が 553 万円も増加することは合理性に欠くため、社協に対して積算内訳書の発行を依頼した。なお、社協から三重県に対する送付状には「提出書類」として積算内訳書も記載されているが、実際には提出されていなかった。

後日、社協から入手した平成 30 年度の積算内訳書の内容を確認したところ、人員費の水準は平成 29 年度と同水準であり、「潜在保育士意識調査事業」に係

る経費が 598 万円で計上されていた。そのため、三重県の作成した設計書とは内訳は異なるものの、結果として合計額は殆ど同じという結果になっていた。

当該契約は随意契約であり毎年契約先が同じであるため、支出額の透明性を確保するために十分な配慮が必要である。そのような中、社協の見積額が三重県の予算額と殆ど同じになった事については疑問を感じる部分もあるが、仮に偶然であったとしても、適正な予算管理の観点からは、少なくとも見積書の内訳を入手して増加内容を検討するべきであったと考える。

Ⅲ－３ 地域子ども・子育て支援事業

(1) 事業の概要

県内の市町が、市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第 61 条）に従って実施する地域子ども・子育て支援事業（同法第 59 条）の事業費用に充てるための交付金を交付する。

(2) 目的

すべての子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援事業を実施することにより、次代を担う子どもの健やかな育ちを応援する。

(3) 事業内容

市町が、市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第 61 条）に従って実施する次の事業に要する費用の一部を補助する。

ア 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において認定こども園や保育園等で保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する。

イ 病児保育事業

病児等について、保育園、認定こども園、病院、診療所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う。

ウ 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び相談・助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整等を実施する。

エ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である保護者の子どもが特定教育・保育等の提供を受けた場合において、その保護者が支払うべき日用品、文具等の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等の実費徴収額の一部を補助する。

オ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な事業者の新規参入を支援するために、教育・保育施設、地域子ども子育て支援事業に対して巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する事業及び健康面や発達面において特別な支援が必要な子供を受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。

カ 子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養護することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う。

キ 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、相談、子育て支援に関する情報提供、乳児やその保護者の心身の様子や養育環境の把握、関係機関との連絡調整などの支援を行う。

ク 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な児童等に対し、家庭を訪問し、居宅において養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

ケ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的として、児童福祉法第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の要保護児童対策調整機関の職員の専門性強化や同協議会の構成員の連携強化を図る等の取組をする。

コ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う。

サ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児につい

て、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護をする。

シ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織）を設置し、会員の募集登録その他の会員組織業務や相互援助活動の調整把握等や会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催などを行う。

(4) 予算額・決算額

ア 事業費の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	489,453 千円	467,953 千円	501,881 千円
決算額	459,099 千円	465,621 千円	501,881 千円

イ 平成 29 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
延長保育事業	36,152 千円	-
病児保育事業	40,490 千円	-
利用者支援事業	43,024 千円	-
実費徴収に係る補足給付を行う事業	48 千円	-
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	-	-
子育て短期支援事業	3,724 千円	-
乳児家庭全戸訪問事業	17,730 千円	-
養育支援訪問事業	9,907 千円	-
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	6,775 千円	-
地域子育て支援拠点事業	246,940 千円	-
一時預かり事業	64,838 千円	-
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	32,253 千円	-
合計	501,881 千円	501,881 千円

(5) 補助金事業の概要

地域子ども・子育て支援事業費

事業内容	子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき市町が策定する事業計画に基づく措置のうち、同法第 59 条に規定する地域子ども・子育て支援事業（上記(3)事業内容に記載の各事業）に要する経費に充てるための補助金を交付する。	
補助金等の名称	地域子ども・子育て支援事業費補助金	
補助率	1/3	
根拠法令	子ども・子育て支援法第 59 条、第 67 条第 2 項 三重県補助金等交付規則 健康福祉部関係補助金等交付要綱 地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要領	
交付先	市町	
予算額と決算額	平成 29 年度予算額	501,881 千円
	平成 29 年度決算額	501,881 千円

(6) 監査結果

指摘、意見等すべき事項はなかった。

Ⅲ－４ 放課後児童対策事業費補助金

(1) 目的

放課後児童クラブを設置・充実し、適切な遊びや生活の場を確保することにより、保護者が昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図る。

(2) 事業内容

ア 放課後児童対策事業

県内の市町が、市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第 61 条）に従って実施する児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づく放課後児童健全育成事業（放課後子ども環境整備事業を除く。）に要する費用の一部を補助する。

具体的には、次の事業である。

放課後児童クラブ運営費

市町が行う放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）の一部を補助する。

ここにいう放課後児童健全育成事業とは、いわゆる放課後児童クラブのことであり、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びの場及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

障がい児受入推進事業

市町が行う放課後児童クラブ支援事業（障がい児受入推進事業）（放課後児童健全育成事業を行う者において障がい児の受入に必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する事業）に要する費用の一部を補助する。

放課後児童クラブ運営支援事業

市町が行う放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）（待機児童の解消を図るため、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な賃借料の補助を行う事業）に要する費用の一部を補助する。

放課後児童クラブ送迎支援事業

市町が行う放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）（学校敷地外の放課後児童健全育成事業所への移動時や帰宅時に、地域の高齢者や主婦等による児童への付き添いやバス等による送

迎を行う事業)に要する費用の一部を補助する。

障害児受入強化推進事業

市町が行う障害児受入強化推進事業(放課後児童健全育成事業を行う者が、3人以上の障がい児の受入れを行う場合に上記に加えて専門的知識を有する放課後児童支援員等を配置し、医療的ケア児の受入れを行う場合に必要な看護師等を配置する事業)に要する費用の一部を補助する。

放課後児童支援員等処遇改善等事業

市町が行う放課後児童支援員等処遇改善等事業(放課後児童支援員等の賃金改善等に必要な費用の一部を補助する事業)に要する費用の一部を補助する。

小規模放課後児童クラブ支援事業

市町が行う小規模放課後児童クラブ支援事業(19人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に放課後児童支援員を複数配置するための人件費を補助する事業)に要する費用の一部を補助する。

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

市町が行う放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業(放課後児童支援員の経験年数や研修実績に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設け、その賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業)に要する費用の一部を補助する。

イ 放課後児童クラブ活動事業(放課後児童クラブひとり親家庭利用料支援事業)

市町が、ひとり親家庭の児童に係る利用料を減免する放課後児童クラブに対して助成する事業を行っている場合に、その助成に要する費用の一部を補助する。

ウ 放課後子ども環境整備事業

市町が行う放課後児童健全育成事業(放課後子ども環境整備事業)に要する費用の一部を補助する。

具体的には、次の事業である。

放課後児童クラブ設置促進事業

市町が行う放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室、民家などの既存施設の改修、設備の整備・修繕、備品の購入を行ったり、

開所準備に必要な礼金等を支弁する等する事業)に要する費用の一部を補助する。

放課後児童クラブ環境改善事業

市町が行う放課後児童クラブ環境改善事業(に該当しない新たに放課後児童健全育成事業を実施するために必要な設備の整備・修繕、備品の購入を行ったり、開所準備に必要な礼金等を支弁し、設備の更新等又は防災対策の実施に必要な設備の整備等を行う等する事業)に要する費用の一部を補助する。

放課後児童クラブ障がい児受入促進事業

市町が行う放課後児童クラブ障がい児受入促進事業(障がい児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕および備品の購入を行う事業)に要する費用の一部を補助する。

倉庫設備整備事業

放課後児童健全育成事業を新たに小学校の余裕教室等において実施するため、教材等の保管場所として使用されている余裕教室等に代わる保管場所に必要な倉庫設備の整備を行う事業)に要する費用の一部を補助する。

エ 放課後児童クラブ室整備費

市町が設置する放課後児童クラブの創設や改築に要する費用の一部を補助し、及び市町が、社会福祉法人等が設置する放課後児童クラブの創設や改修に補助を行う場合にこれに要する費用の一部を補助する。

オ 放課後児童支援員・子育て支援員(放課後児童コース)研修事業

放課後児童クラブに従事しようとする者が放課後児童支援員として必要な知識・技能を習得し、有資格者となるための研修を実施する。

放課後児童クラブ及び放課後子供教室に従事、参画しようとする者に対し、必要な知識・技能を習得するための研修を実施する。

カ その他(事務費等)

(3) 予算額・決算額

ア 事業費の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	602,786 千円	665,354 千円	807,111 千円
決算額	581,639 千円	667,181 千円	802,656 千円

イ 平成 29 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
放課後児童対策事業	740,966 千円	-
放課後児童クラブ活動事業	23,254 千円	-
放課後子ども環境整備事業	17,673 千円	-
放課後児童クラブ室整備費	21,501 千円	-
放課後児童支援員研修	3,494 千円	-
その他（事務費等）	223 千円	-
合計	807,111 千円	802,656 千円

(4) 補助金事業の概要

ア 放課後児童対策事業、放課後子ども環境整備事業

事業内容	子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき市町が策定する事業計画に基づく措置のうち、同法第 59 条に規定する地域子ども・子育て支援事業（上記(2)事業内容のア及びウに記載の各事業）に要する経費に充てるための補助金を交付する。	
補助金等の名称	地域子ども・子育て支援事業費補助金	
補助率	1/3	
補助上限	上限の定めなし	
根拠法令	子ども・子育て支援法第 59 条、第 67 条第 2 項 三重県補助金等交付規則 健康福祉部関係補助金等交付要綱 地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要領	
交付先	市町	
予算額と決算額	平成 29 年度予算額	1,084,245 千円
	平成 29 年度決算額	758,639 千円

イ 放課後児童クラブ室整備費

事業内容	上記(2)エの事業	
補助金等の名称	三重県放課後児童クラブ整備費	
補助率	(市町)1/3 又は 1/6、(社会福祉法人)2/9 又は 1/8	
根拠法令	三重県補助金等交付規則 健康福祉部関係補助金等交付要綱 三重県放課後児童クラブ整備費交付要領	
交付先	市町	
予算額と決算額	平成 29 年度予算額	21,002 千円
	平成 29 年度決算額	21,501 千円

エ 放課後児童クラブ活動事業

事業内容	上記(2)イの事業	
補助金等の名称	三重県放課後児童クラブ活動事業費補助金	
補助上限	1 児童当たり月額 3,000 円	
根拠法令	三重県補助金等交付規則 健康福祉部関係補助金等交付要綱 三重県放課後児童クラブ活動事業費補助金交付要領	
交付先	市町	
予算額と決算額	平成 29 年度予算額	30,986 千円
	平成 29 年度決算額	23,254 千円

(5) 主な委託契約の概要

放課後児童支援員県認定資格研修等事業委託

契約締結日	平成 29 年 7 月 4 日
契約期間	平成 29 年 7 月 4 日～平成 30 年 3 月 23 日
契約方法	随意契約(企画提案コンペ)
随意契約の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 (その性質又は目的が競争入札に適しないもの)

予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	3,493,000 円
	契約金額	3,493,000 円
	決算額	3,493,000 円

(6) 監査結果

放課後児童支援員県認定資格研修等事業委託について【意見】

放課後児童支援員県認定資格研修等事業委託の委託先は、企画提案コンペ方式により委託先を決定し、決定された委託先との間で随意契約を行っている。

委託先の選定のコンペにおいて、部内における企画提案コンペ実施要領ではコンペの参加資格に法人格を有していることを挙げられていたが、その後外部に公表された平成 29 年度放課後児童支援員県認定資格研修等事業委託企画提案参加仕様書や資格確認申請書では、法人格を有している者には限定されておらず、個人でも参加資格があることとなっていた。

県担当者の説明では、部内における企画提案コンペ実施要領が作成された後、コンペへの参加資格を法人に限定しないように実施要領が変更されたとのことであった。ただし変更後の実施要領の文書は保存されていなかった。

もし仮にコンペの参加資格として法人格を有していることとしていたのであれば、その後の企画提案コンペは実施要領に沿わないやり方で行われていたことになるし、コンペの参加資格を法人に限定しないように実施要領を変更したのであれば、その変更の稟議や変更後の実施要領の文書を保存して、変更を明確にしておくべきである。

Ⅲ-5 ひとり親家庭等日常生活支援委託事業

(1) 目的

ひとり親家庭に育つ子供たちの学習をサポートするボランティアによる学習支援を行い、学習習慣の確立と学習意欲の向上を図る。

家庭の環境によって、子供の将来が左右されないよう、本事業の実施により、ひとり親家庭における教育の機会均等を図る。

また、一時的に家事や教育等のサービスが必要なひとり親家庭等に対し、家庭生活支援員を派遣し、必要な家事及び育児等を行い、仕事と子育ての両立をひとりで担うひとり親家庭を支援し、自立を促進する。

(2) 事業内容

ア ひとり親家庭等日常生活支援事業

技能習得や就職活動等自立促進に必要な事由、又は出産・看護・事故・残業・出張などの社会通念上必要と認められる事由で一時的に生活扶助や保育等のサービスが必要な家庭に家庭支援職員を派遣する市町の事業の一部を補助する。

イ 学習支援ボランティア事業

市町が学習ボランティアとひとり親家庭のマッチング等を行うコーディネーターを設置し、学習教室やひとり親家庭にこどもの学習支援と進学などの相談に応じるボランティアを派遣する費用の一部を補助する。

(3) 予算額・決算額

ア 事業費の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	12,629 千円	19,414 千円	17,470 千円
決算額	11,036 千円	14,311 千円	14,923 千円

イ 平成 29 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
ひとり親家庭等日常生活支援事業	-	-
学習支援ボランティア事業	-	-
合計	17,470 千円	14,923 千円

(4) 主な委託契約・補助金事業の内訳

ア 三重県学習支援ボランティア事業費補助金

事業内容	ひとり親家庭における児童の学習を支援すること及び悩み、進学相談等を受けることで、児童の学習習慣及び生活習慣を確立することを目的とする。	
補助金等の名称	三重県学習支援ボランティア事業費補助金	
補助率	3/4 以内	
根拠法令	三重県補助金等交付規則 健康福祉部関係補助金等交付要綱	
交付先	津市他 5 件	
予算額と決算額	平成 29 年度予算額	14,083 千円
	平成 29 年度決算額	12,536 千円

イ 三重県ひとり親家庭等日常生活支援事業費補助金

事業内容	日常生活を営むのに支障が生じている母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活を支援する者を派遣し、生活の安定を図る。	
補助金等の名称	三重県ひとり親家庭等日常生活支援事業費補助金	
補助率	3/4 以内	
根拠法令	三重県補助金等交付規則 健康福祉部関係補助金等交付要綱	
交付先	津市他 7 件	
予算額と決算額	平成 29 年度予算額	3,145 千円
	平成 29 年度決算額	2,145 千円

(5) 監査結果

指摘、意見等すべき事項はなかった。

Ⅲ－6 子どもの貧困対策推進事業

(1) 目的

子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って成長できる環境整備が図られている状況をめざす。

(2) 事業内容

子どもの貧困対策推進会議を開催する。また、県民向けに子どもの貧困を考えるシンポジウムを開催する。

(3) 根拠法令等

子どもの貧困対策の推進に関する法律
三重県子どもの貧困対策計画

(4) 予算額・決算額

ア 事業費の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	- 千円	611 千円	743 千円
決算額	- 千円	242 千円	393 千円

イ 平成 29 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額
子どもの貧困対策推進事業	743 千円

(5) 主な委託契約・補助金事業の内訳

対象となる補助金、委託料はなかった。

(6) 監査結果

指摘、意見等とすべき事項はなかった。

Ⅲ－７ 三重県立子ども心身発達医療センター整備事業

(1) 目的

子どもたちに良質で高度な医療・福祉サービスを安定的かつ継続的に提供し、子どもの健やかな成長を実現するため、草の実りハビリテーションセンターと小児心療センターあすなる学園および児童相談センターの難聴児支援部門を統合し、こころと身体の発達支援の拠点施設として「三重県立子ども心身発達医療センター」の整備を進める。

(2) 事業内容

ア 建築関連工事等の実施

平成 29 年 6 月の開院に向け、建築工事や関連工事等を実施する。

イ 三重県立子ども心身発達医療センターの開設準備

2 施設 1 機能（草の実、あすなる、児相センター難聴児支援部門）を統合し、併設する県立かがやき特別支援学校や、隣接する国立病院機構三重病院と連携することにより、子どもの発達支援の拠点として、医療、福祉、教育が連携した専門性の高い医療、福祉サービスを提供できるよう、開設準備に取り組む。

ウ 旧施設の処分

旧施設の解体処分等にかかる設計および土壌分析等の調査を実施するとともに、旧施設にかかる廃棄物処理業務等を実施する。

(3) 予算額・決算額

ア 事業費の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	617,764 千円	6,037,745 千円	591,022 千円
決算額	603,791 千円	5,974,670 千円	570,036 千円

イ 平成 29 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
三重県立子ども心身発達医療センター整備事業	591,022 千円	570,036 千円

(4) 主な委託契約・補助金事業の内訳

件名	予算額	決算額
子ども心身発達医療センター開設記念式典等業務委託	-	1,266,764 円
子ども心身発達医療センターホームページテンプレート作成及びコンテンツ移行業務委託	950,400 円	954,400 円
子ども心身発達医療センター厨房機器移設設置委託	57,000 円	56,160 円
子ども心身発達医療センター開設記念式典にかかる業務委託	-	64,800 円
子ども心身発達医療センター医事業務委託	972,000 円	972,000 円
子ども心身発達医療センター移転及び患者移送業務委託	-	21,023,000 円
子ども心身発達医療センター開院支援業務委託	4,778,365 円	4,778,365 円
子ども心身発達医療センター医事システムデータ移行移設業務委託	-	5,302,800 円
子ども心身発達医療センター医療情報システム構築業務委託	16,230,240 円	16,230,240 円
子ども心身発達医療センター医事システムデータ移行等業務委託	-	130,680 円
子ども心身発達医療センター薬剤部門システム業務委託	394,200 円	394,200 円
子ども心身発達医療センター整備技術支援業務委託	5,395,000 円	3,368,520 円
子ども心身発達医療センター電話交換機保守点検業務委託	-	42,734 円
草の実・あすなる学園等のアスベスト分析調査業務委託	-	550,800 円
あすなる学園・草の実不要品等産業廃棄物収集運搬処理業務委託	-	5,508,000 円
旧小児心療センターあすなる学園土壌調査	-	205,200 円

業務委託		
草の実・あすなろ学園等のアスベスト分析調査業務委託（その2）	-	467,640 円
旧草の実リハビリテーションセンター冷凍機吸収液処理業務委託	-	803,520 円
旧小児心療センターあすなろ学園空調機フロン類回収処理業務委託	-	524,880 円

(5) 委託契約の概要

ア 子ども心身発達医療センター開設記念式典等業務委託

契約締結日	平成 29 年 4 月 3 日 平成 29 年 5 月 19 日付変更契約有	
契約期間	平成 29 年 4 月 3 日～平成 29 年 5 月 31 日	
契約方法	一般競争入札	
入札者数	1 者	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	1,310,148 円
	契約金額	1,188,000 円 委託事項に追加が生じたため、平成 29 年 5 月 19 日付で変更契約を締結し、契約金額を 1,188,000 円 1,266,764 円 に増額。
	決算額	1,266,764 円

イ 子ども心身発達医療センターホームページテンプレート作成及びコンテンツ移行業務委託

契約締結日	平成 29 年 4 月 3 日
契約期間	平成 29 年 4 月 3 日～平成 29 年 5 月 26 日
契約方法	随意契約

随意契約の理由	三重県のホームページシステムに新たにホームページを作成するとともに、現在のコンテンツの組み替えを行うにあたっては、現在の県ホームページを構築し内部構造を熟知している本事業契約相手方に委託しなければならないため。	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	988,000 円
	契約金額	950,400 円
	決算額	950,400 円

ウ 子ども心身発達医療センター厨房機器移設設置委託

契約締結日	平成 29 年 4 月 27 日（契約書省略）	
契約期間	平成 29 年 4 月 27 日～平成 29 年 5 月 31 日	
契約方法	随意契約	
随意契約の理由	旧施設に設置された厨房機器は、給食業務において必須の機器であり、センターの移転直前まで旧施設で使用することはもちろん、新施設においても移設直後から稼働させる必要がある。厨房専用機器の移設にあたり、通常の引越業者等を利用した場合、移送時の振動等による破損があった際に補修までの期間、給食業務に支障が生じることになる。また、これらの機器の設置にあたっては、専用電源の配線及び排水等接続が必要となり、稼働保障を含めた包括的な移転、設置を行えるのは、機器のメーカー以外に存在しないため。	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	64,800 円
	契約金額	56,160 円
	決算額	56,160 円

エ 子ども心身発達医療センター開設記念式典にかかる業務委託

契約締結日	平成 29 年 5 月 8 日 (契約書省略)	
契約期間	平成 29 年 5 月 8 日 ~ 平成 29 年 5 月 21 日	
契約方法	随意契約	
随意契約理由	<p>国では、平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」が施行され障がい者の雇用先から優先的に随意契約を実施するように定められ、また地方公共団体等においては、障がい者就労施設等から物品・役務(以下、「物品等」という。)の調達推進を図るため、毎年度、調達目標を含めた調達方針を策定・公表することが義務づけられた。本県では、障がい者就労施設等への優先的な調達を一層推進するため、「平成 29 年度三重県障害者就労施設等および障がい者雇用促進企業等からの物品等の調達方針」を定めている。このため、新センター開設記念式典におけるケータリングサービスについても、障がい者雇用の事業者とする必要があるところ、本委託契約先は、県が障がい者雇用の中核施設として設置した施設であり、障がい者雇用を促進するステップアップカフェ運営事業を実施している唯一の事業所である。また、同委託契約先は、立地的にも式典会場に近く好条件であり、男女共同参画センターで店舗を運営するとともに、県の雇用経済部との契約でも実績があることから、随意契約とするものである。</p>	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	75,600 円
	契約金額	64,800 円
	決算額	64,800 円

オ 子ども心身発達医療センター医事業務委託

契約締結日	平成 29 年 2 月 28 日	
契約期間	平成 29 年 2 月 28 日 ~ 平成 32 年 3 月 31 日	
契約方法	一般競争入札	
入札参加数	2 者	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	88,845,750 円
	契約金額	62,478,000 円
	決算額	972,000 円

カ 子ども心身発達医療センター移転及び患者移送業務委託

契約締結日	平成 28 年 11 月 14 日	
契約期間	平成 28 年 11 月 14 日 ~ 平成 29 年 6 月 30 日	
契約方法	一般競争入札	
入札参加数	2 者	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	39,462,444 円
	契約金額	30,780,000 円
	決算額	21,023,000 円

キ 子ども心身発達医療センター開院支援業務委託

契約締結日	平成 26 年 4 月 16 日	
契約期間	平成 26 年 4 月 16 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日	
契約方法	随意契約（企画提案コンペ）	
随意契約の理由	2 者より企画提案書の提出があり、選定委員会において提案内容、実施要件（実施体制、人員配置体制、業務実績等）、経済性等の観点から選定基準に基づき評価を行った結果、本契約相手方を最優秀提案者として委託契約候補者に決定した。	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	51,443,640 円
	契約金額	51,442,000 円
	決算額	4,778,365 円

ク 子ども心身発達医療センター医事システムデータ移行移設業務委託

契約締結日	平成 29 年 1 月 25 日	
契約期間	平成 29 年 1 月 25 日～平成 29 年 6 月 5 日	
契約方法	随意契約	
随意契約の理由	新センターの医療情報システムを構築するにあたり、旧施設で使用している医事会計システムからデータを出力し引き継ぐ必要があるところ、本契約相手方の開発したソフトであるため、他に実施できる事業者が存在しない。	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	5,302,800 円
	契約金額	5,302,800 円
	決算額	5,302,800 円

ケ 子ども心身発達医療センター医療情報システム構築業務委託

契約締結日	平成 27 年 8 月 13 日 同日時点では仮契約の締結であり、平成 27 年 10 月 19 日に「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和 39 年三重県条例第 9 号）第 2 条の規定による議会の議決を得た後、本契約に切り替わったものである。	
契約期間	平成 27 年 10 月 19 日～平成 34 年 5 月 31 日	
契約方法	随意契約（企画提案コンペ）	
随意契約の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	451,807,200 円
	契約金額	345,319,200 円
		平成 29 年 2 月 27 日に契約金額を 345,319,200 円

		348,818,400円とする変更契約が(変更理由:ネットワーク接続作業及びシステム機能修正)、さらに平成29年5月8日に、契約金額を348,818,400円 353,808,000円とする変更契約(変更理由:医療上の安心・安全を向上させるためのシステム機能修正)が行われている。
	決算額	16,230,240円

コ 子ども心身発達医療センター医事システムデータ移行等業務委託

契約締結日	平成29年1月25日	
契約期間	平成29年1月25日～平成29年6月5日	
契約方法	随意契約	
随意契約の理由	旧センターで使用している医事会計システムからデータ出力を行う必要があるが、本契約相手方業者が開発したソフトのため、データ出力できる業者が他にいない。	
予定価格と契約金額	内訳	平成29年度
	予定価格	130,680円
	契約金額	130,680円
	決算額	130,680円

サ 子ども心身発達医療センター薬剤部門システム業務委託

契約締結日	平成28年10月5日	
契約期間	平成28年10月5日～平成34年5月31日	
契約方法	総合評価一般競争入札	
入札者数	1者	
予定価格と契約金額	内訳	平成29年度
	予定価格	41,500,000円
	契約金額	36,582,000円

	決算額	394,200 円
--	-----	-----------

シ 子ども心身発達医療センター整備技術支援業務委託

契約締結日	平成 29 年 4 月 1 日 平成 30 年 2 月 26 日に業務委託料を減額させる内容の変更契約を締結
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
契約方法	随意契約
随意契約の理由	<p>本業務を履行するに当たっては、</p> <p>(1) 三重県が発注する建設工事等の入札手続に係わる業務であり、また履行状況の確認など企業評価に係わる業務であることから、特定の建設業者と利害関係がないなど、公平性・中立性と守秘性が求められる。</p> <p>(2) 設計図書及び三重県公共工事共通仕様書、三重県建設工事執行規則などに基き監督業務の支援を行うことから、三重県の公共工事に関する入札契約方法、設計積算、工事監督・検査に関する一貫した専門知識・経験を有することが求められる。</p> <p>(3) 委託期間が長期にわたることから、上記の知識や経験を有する技術者を多数確保できることや、公平性・中立性と守秘性が求められることから、法令遵守及び秘密保持を確保できるなど本業務委託を執行可能な執行体制を有していることが必要である。</p> <p>(4) 管理技術者が的確に業務内容を把握し支援技術者に適切な指示命令を行うなどの確かつ円滑に業務を行うため、三重県内に主たる活動拠点を有することが求められる。</p> <p>以上の要件を具備している機関は、本件契</p>

	約相手方のみであることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を行う。	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	5,788,800 円
	契約金額	5,378,400 円 平成 30 年 2 月 26 日付変更契約により、契約金額が 5,378,400 円 3,771,360 円に減少
	決算額	3,368,520 円

ス 子ども心身発達医療センター電話交換機保守点検業務委託

契約締結日	平成 28 年 10 月 4 日	
契約期間	平成 28 年 10 月 4 日～平成 34 年 4 月 30 日	
契約方法	一般競争入札	
入札参加数	3 者	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	30,130,000 円
	契約金額	17,039,160 円
	決算額	42,734 円

セ 草の実・あすなろ学園等のアスベスト分析調査業務委託

契約締結日	平成 29 年 8 月 10 日 平成 29 年 9 月 1 日付変更契約有
契約期間	平成 29 年 8 月 10 日～平成 29 年 9 月 20 日
契約方法	随意契約（見積り合せ）
随意契約の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 見積もり提出者数は 4 者

予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	852,660 円
	契約金額	486,000 円 平成 29 年 9 月 1 日 付変更契約により契約金額を 550,800 円に変更
	決算額	550,800 円

ソ あすなる学園・草の実不要品等産業廃棄物収集運搬処理業務委託

契約締結日	平成 29 年 9 月 28 日	
契約期間	平成 29 年 9 月 28 日 ~ 平成 30 年 3 月 30 日	
契約方法	一般競争入札	
入札者数	1 者	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	9,650,880 円
	契約金額	5,508,000 円
	決算額	5,508,000 円

タ 旧小児心療センターあすなる学園土壌調査業務委託

契約締結日	平成 30 年 1 月 12 日	
契約期間	平成 30 年 1 月 12 日 ~ 平成 30 年 2 月 28 日	
契約方法	随意契約（見積り合せ）	
随意契約の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 1 号 見積もり提出者数 6 者	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	938,520 円
	契約金額	205,200 円
	決算額	205,200 円

チ 草の実・あすなる学園等のアスベスト分析調査業務委託（その 2）

契約締結日	平成 30 年 1 月 12 日 平成 30 年 1 月 24 日付変更契約有
-------	--

契約期間	平成 30 年 1 月 12 日 ~ 平成 30 年 2 月 28 日	
契約方法	随意契約（見積り合せ）	
随意契約の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 見積もり提出者数 4 者	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	608,040 円
	契約金額	415,800 円 平成 30 年 1 月 24 日付変更契約により、契約金額を 51,840 円増額
	決算額	467,640 円

ツ 旧草の実りハビリテーションセンター冷凍機吸収液処理業務委託

契約締結日	平成 30 年 2 月 5 日
契約期間	平成 30 年 2 月 5 日 ~ 平成 30 年 3 月 23 日
契約方法	随意契約
随意契約の理由	本業務は、旧センターの冷凍機の配管に充填されている吸収液（臭化リチウム溶液）を回収し適正処理する業務である。吸収液の回収については、当施設は熱冷一体型で、ボイラー装置と冷凍装置が一体設備となった複雑な配管となっているため、吸収液をもれなく回収するには配管設備系統を熟知している事業者でなければ作業が困難であり、配管内にある吸収液の回収漏れのおそれがある。最もこれらの設備を熟知している事業者は、これまで当施設の維持管理業務を受託していた契約相手方であり、吸収液の処分についても通常であれば産業廃棄物として処分するところであるが、契約相

	手方は製造メーカー系列の事業者であるため、吸収液をリサイクル処理することができ、経済的にも有利であり、環境に対して負荷を少なくできることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とする。	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	969,840 円
	契約金額	803,520 円
	決算額	803,520 円

テ 旧小児心療センターあすなる学園空調機フロン類回収処理業務委託

契約締結日	平成 30 年 2 月 2 日	
契約期間	平成 30 年 2 月 2 日～平成 30 年 3 月 15 日	
契約方法	随意契約（見積り合せ）	
随意契約の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 見積もり提出者数 1 者	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	969,840 円
	契約金額	524,880 円
	決算額	524,880 円

(6) 監査結果

ア 請求書日付の記載漏れ【指摘】

子ども心身発達医療センター医事システムデータ移行等業務委託契約に関する請求書に日付が記載されておらず、部署の受付印の日付は業務完了時の約 1 か月後となっていた。

取引業者が作成する請求書は費用計上に関する外部証憑であり、その作成日付は、業務完了時点の根拠となるものである。本件は請求書日付の記載がないため、業者が認識する業務完了時点を確認することができない。また、請求書を受け付けた時点での関連部署における押印は業務完了時点とは関係なく行われる。結果、業務完了時点とは異なる期に部署の受付印

が押印される場合、費用の期間帰属誤りが生じる可能性がある。請求書への日付の記入を徹底する必要がある。

イ 見積の精度【意見】

契約金額が1,000千円以下の案件については、専門業者への見積金額の算定依頼がコストの関係で困難であることから、職員が見積金額を算定したとのことであり、その結果、当初見積との1,000千円以下の乖離が発生した。

確かに本件1件当たりの財務への影響は1,000千円以下であり、コスト削減を優先した結果であることは理解できるが、専門業者に依頼する場合に比して見積精度の低下や職員の負担増が生じる可能性がある。職員の見積額算定については、見積の精度や職員の作業効率を著しく阻害しない範囲内であることが必要と考える。

ウ アスベスト分析調査業務の経済的合理性【意見】

草の実・あすなる学園旧施設に関する2回目のアスベスト調査は、解体工事を担当する営繕課より、解体費用をより精査するため、1回目の調査では実施されていなかった箇所について追加調査を行うよう要望があり、実施されたものであるとのことである。

しかしながら、1回目の調査の時点で営繕課との間で十分な事前協議を行っていれば、1回目分と2回目分を併せて調査することが可能であり、調査費用を抑制することが可能であったと思われる。今後、他課と共同で事業を行う場合には、より綿密な事前調整を行うことが望ましい。

Ⅲ－８ 医療支援事業(子ども心身発達医療センター特別会計)

(1) 目的

子ども心身発達医療センターの専門的な診療機能等を活用した医療支援事業を実施し、市町や地域の医療機関、福祉施設等への支援を行う。

また、聴覚障がい児を対象とした「難聴児支援センター」を設置し、難聴児支援を行うとともに、地域における早期発見、療育を支援する。

(2) 事業内容

ア 医療支援事業

入退院時の専門スタッフによる家庭、学校、施設等への訪問と関係者への指導（家庭訪問指導事業）、発達支援が必要な子どもに関する啓発イベント等の開催、発達障がい等に関する電話相談窓口の開設、紀南地域（尾鷲総合病院）でのサテライト外来診療の実施等を行う。

イ 発達障がい児への支援事業

人材育成事業

発達障がい児等に対して成長段階に応じた途切れのない支援を行うため、市町の職員を子ども心身発達医療センターに1年間受け入れ、研修後市町の総合支援窓口で地域の核となる人材(三重発達障がい支援システムアドバイザー)を育成する。

C L M普及啓発推進事業

発達障がい児等に対する早期支援を図るための支援ツール「C L Mと個別の指導計画」の保育所や幼稚園への導入を促進するため、研修会や実践報告会の開催等の取り組みを行う。

医療機関等連携事業

市町や地域の医療機関、福祉施設との連携を図るため、医療従事者等関係者を対象とした研修会の開催等、連携事業を実施する。

ウ 地域療育支援事業

肢体不自由児に対する地域における支援態勢の整備をめざして、地域の療育機関等にセンター職員が巡回して技術指導、助言を行うとともに、遠隔地域での肢体不自由児に対する巡回療育相談を市町と協働して実施する。

エ 聴覚障がい児早期発見療育推進事業

難聴児支援センターにおいて、聴覚障がい児やその保護者に対する相談対応や早期療育を行うとともに、地域の関係機関への支援を行う。

(3) 予算額・決算額

ア 事業費の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	- 千円	- 千円	18,256 千円
決算額	- 千円	- 千円	15,583 千円

イ 平成 29 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
医療支援事業	3,332 千円	-
発達障がい児への支援事業	11,198 千円	-
地域療育支援事業	539 千円	-
聴覚障がい児早期発見療育推進事業	3,187 千円	-
合計	18,256 千円	15,583 千円

(4) 主な委託契約・補助金事業の内訳

対象となる委託契約・補助金支出はなかった。

(5) 監査結果

指摘・意見等とすべき事項はなかった。

Ⅲ－９ 親の学び応援事業

(1) 目的

ア 乳幼児等を持つ親に対し、企業や地域、幼稚園や保育所等多様な主体と連携・協力し、親の学びを応援するとともに、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりを進める。

イ 「家族の絆一行詩コンクール」の募集を通じ、親子をはじめとする家族や地域の絆の大切さについて啓発を行う。

(2) 事業内容

ア 子育てはっぴいパパ・ママワーク事業

乳幼児を持つ親同士が子育てに関するテーマをもとに悩みや思いを語り合うワークショップ(体験型講座)を開催するとともに、市町に対し、普及啓発を行う。

イ 職場及び地域における男性子育て応援講座事業

男性が子育てに参画することの魅力や大切さについて学ぶ機会を提供するために、職場や地域における男性の子育て応援講座を開催する団体に対し、無料で講師派遣を行う。

ウ 野外体験保育普及啓発事業

県内の幼稚園や保育所等に野外体験保育のアドバイザーを派遣したり、事例研究会を開催して野外体験保育の人材育成の支援を行う。

エ 家庭教育支援推進事業

「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、家庭教育に関する理解や家庭で取り組むコンテンツ等の普及を進めるための啓発を行うとともに、先駆的に取り組む市町の支援を行う。

オ 家族の絆一行詩コンクール事業

「家族の絆一行詩コンクール」の募集を通じ、家族等の絆の大切さについて啓発を行う。

(3) 予算額・決算額

ア 事業費の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	13,181 千円	2,789 千円	6,788 千円
決算額	6,394 千円	1,499 千円	5,144 千円

イ 平成 29 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
子育てはっぴいパパ・ママワーク事業	139 千円	-
職場及び地域における男性子育て応援講座事業	794 千円	-
野外体験保育普及啓発事業	1,727 千円	-
家庭教育支援推進事業	3,068 千円	-
家族の絆一行詩コンクール事業	1,060 千円	-
合計	6,788 千円	5,144 千円

(4) 主な委託契約の概要

ア 職場及び地域における男性子育て応援講座業務委託

事業	職場及び地域における男性子育て応援講座事業	
委託内容	講師が所属する法人との講座業務の委託	
契約締結日	平成 29 年 5 月 31 日	
契約期間	平成 29 年 5 月 31 日～平成 30 年 2 月 28 日	
契約方法	随意契約	
随意契約の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	249,912 円
	契約金額	249,912 円
	決算額	249,912 円

イ 野外体験保育事業紹介リーフレット作成等業務委託

事業	野外体験保育普及啓発事業
委託内容の概要	事業を紹介するリーフレット作成等の業務

	委託	
契約締結日	平成 29 年 7 月 24 日	
契約期間	平成 29 年 7 月 24 日 ~ 平成 29 年 11 月 9 日	
契約方法	随意契約	
随意契約の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	675,000 円
	契約金額	289,440 円
	決算額	289,440 円

ウ 家族の絆一行詩コンクール募集チラシ印刷業務委託

事業	家族の絆一行詩コンクール事業	
委託内容の概要	募集チラシの印刷の業務委託	
契約締結日	平成 29 年 6 月 13 日	
契約期間	平成 29 年 6 月 13 日 ~ 平成 29 年 6 月 30 日	
契約方法	随意契約	
随意契約の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	204,120 円
	契約金額	174,960 円
	決算額	174,960 円

エ 家族の絆一行詩コンクール作品集印刷業務委託

事業	家族の絆一行詩コンクール事業	
委託内容の概要	優秀作品の作品集の印刷業務の委託	
契約締結日	平成 30 年 1 月 11 日	
契約期間	平成 30 年 1 月 11 日 ~ 平成 30 年 2 月 26 日	
契約方法	随意契約	
随意契約の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	443,124 円
	契約金額	341,496 円
	決算額	341,496 円

オ 家族の絆一行詩コンクール映像作成業務委託

事業	家族の絆一行詩コンクール事業	
委託内容の概要	最優秀賞を受賞した作品からなる映像集の作成する業務の委託	
契約締結日	平成 30 年 1 月 17 日	
契約期間	平成 30 年 1 月 17 日～平成 30 年 2 月 26 日	
契約方法	随意契約	
随意契約の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	378,000 円
	契約金額	297,000 円
	決算額	297,000 円

(5) 監査結果

職場及び地域における男性子育て応援講座事業の開催団体について【意見】

職場及び地域における男性の子育て応援講座の講師派遣について、県立相可高校が講座開催の申し込みをし、平成 29 年 8 月 28 日に実施されていた。

県立相可高校は、この職場及び地域における男性の子育て応援講座申込書に、講座開催の趣旨や講座内容の希望として、教職員の人権研修の一環として行うものであり、また、同じ講師により平成 30 年 11 月に生徒向け講演会がされることから、事前学習として、当該講師の講座を受講したい旨を記載していた。

また、実際、講師による業務委託に関する報告書にも、先生の研修の一環、教育の一環として講座の利用が行われたことが記載されていた。

県立相可高校を選定した理由についての県の説明は、講座の講師派遣は広く新聞等で募集し、特に民間団体に限るなどの制限をしていないため県立相可高校が応募してきたものであり、受講した講師が生徒に教えることで裾野を広げる効果があったというものであった。

しかしながら、本事業の趣旨・目的は、乳幼児等を持つ親に対し、企業や地域、幼稚園や保育所等多様な主体と連携・協力し、親の学びを応援するものである。

従って、職場及び地域における男性子育て応援講座事業の講師派遣先を選定するにあたっては、講座開催の趣旨等を確認し、事業の目的に適合する趣旨で講座を開催する団体を選定する必要がある。

Ⅲ－１０ 保育専門研修事業

(1) 目的

多様化・高度化する保育ニーズ等に対応するため、保育士等の資質の向上や専門性の確保を図る。

(2) 事業内容

ア 保育の質の向上のための研修事業

新規採用保育士等に対する研修を実施するとともに、市町が実施する新規採用保育士に対する園内研修を支援、補助する。

待機児童対策として子育て支援員研修（地域型保育コース）を実施する。

イ 人権保育専門研修事業

人権問題、児童虐待、外国籍児童、障がい児などの諸課題に関して人権を大切に育てる保育を推進していく役割を果たす保育士等を養成するための専門研修を行う。

ウ 人権保育推進支援事業

保育士等が乳幼児の人権意識を育むための指導方法、指導内容等を調査し、実践の参考になる事例を研究する。

エ 人権保育職員研修費補助金

人権保育に係る研修に要する経費を公益社団法人三重県人権教育研究協議会に補助する。

(3) 予算額・決算額

ア 事業費の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	6,213 千円	8,856 千円	9,409 千円
決算額	6,183 千円	7,779 千円	8,902 千円

イ 平成 29 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
保育の質の向上のための研修事業	3,589 千円	-
人権保育専門研修事業	1,928 千円	-
人権保育推進支援事業	2,992 千円	-
人権保育職員研修費補助金	900 千円	-
合計	9,409 千円	8,902 千円

(4) 補助金事業の概要

人権保育職員研修費補助金

事業内容	公益社団法人三重県人権教育研究協議会が実施する人権保育に関する研修にかかる経費を補助する。	
補助金等の名称	人権保育職員研修事業費補助金	
補助率	1/2	
補助上限	1,800,000 円	
根拠法令	三重県補助金等交付規則 健康福祉部関係補助金等交付要綱 人権保育職員研修事業費補助金交付要領	
交付先	公益社団法人三重県人権教育研究協議会	
予算額と決算額	平成 29 年度予算額	900,000 円
	平成 29 年度決算額	900,000 円

(5) 主な委託契約の概要

平成 29 年度人権保育専門研修・推進支援事業委託

事業	人権保育専門研修事業 人権保育推進支援事業
委託内容	研修会の企画運営、テキストの作成、研修結果のホームページ掲載など 研究テーマの選定、調査・研究・検討、研究結果のリーフレット作成およびホームページ掲載
契約締結日	平成 29 年 4 月 1 日

契約期間	平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日	
契約方法	随意契約	
随意契約の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 (その性質又は目的が競争入札に適しないもの)	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	4,919,209 円
	契約金額	4,861,620 円
	決算額	4,861,620 円

(6) 監査結果

指摘、意見等とすべき事項はなかった。

Ⅲ－１１ 私立幼稚園振興等補助金

(1) 目的

私立幼稚園は、少子化、景気の低迷が続く中で、厳しい経営状況にあるところが多いため、私立幼稚園を設置・経営する学校法人に対して、経常費の一部を助成することにより、幼児教育の維持及び向上並びに園児の就園上の経済的負担を軽減するとともに、幼稚園の経営基盤の安定化を図る。

東日本大震災及び熊本地震により被災し、経済的理由で就学が困難な私立幼稚園の児童等の保育料の減免・入園料の軽減を行う学校法人及び市町に対して助成することにより、児童等の教育機会の確保を支援する。

(2) 事業内容

ア 私立幼稚園等振興補助金

私立幼稚園を設置・経営する学校法人に対する経常費等の一部を助成する。

イ 私立幼稚園被災児童等保育料等減免補助金

東日本大震災及び熊本地震により被災し、経済的理由で就学が困難な私立幼稚園の児童等の保育料の減免・入園料の軽減を行う学校法人に対して助成を行う。

ウ 被災幼児就園支援事業

東日本大震災及び熊本地震により被災し、経済的理由で就学が困難な私立幼稚園の児童等（市町民税非課税世帯分）の保育料の減免・入園料の軽減を行う市町に対して助成を行う。

(3) 予算額・決算額

ア 事業費の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	1,792,607 千円	1,744,742 千円	1,519,395 千円
決算額	1,792,602 千円	1,744,340 千円	1,507,255 千円

イ 平成 29 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
私立幼稚園等振興補助金	1,518,728 千円	-

私立幼稚園被災児童等保育料等 減免補助金	268 千円	-
被災幼児就園支援事業	399 千円	-
合計	1,519,395 千円	1,507,255 千円

(4) 主な委託契約・補助金事業の内訳

ア 私立幼稚園等振興補助金

事業内容	私立幼稚園等における教育改革の推進を図る。	
補助金等の名称	私立幼稚園等振興補助金	
補助上限	園児数、学級数、教職員数等を算定の基礎数値として国の定める算定基準により得た額	
根拠法令	私立学校振興助成法 三重県補助金等交付規則 健康福祉部関係補助金等交付要綱 私立幼稚園等振興補助金取扱要領	
交付先	県内の私立幼稚園	
予算額と決算額	平成 29 年度予算額	1,518,728,000 円
	平成 29 年度決算額	1,507,255,332 円

(5) 監査結果

補助金に係る消費税等の確認について【指摘】

「私立幼稚園等振興補助金」の取扱要領では、「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別添様式（消費税等仕入控除税額確定報告書）により速やかに知事に報告しなければならない。」と規定されているが、申請時も実績報告時についても補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の県に対する納付（返還）の可能性が検討されていない。また、要領に記載された「別添様式」が整備されていない。

仕入控除税額相当額の把握及び返還（又は減額交付）事務が適正に行われるよう、体制を整備する必要がある。

Ⅲ－１２ 認定こども園等整備事業

(1) 目的

認定こども園の施設整備や認定こども園等における教育の質の向上のための研修を実施するとともに、幼児教育の質の向上のための環境整備を行って、質の高い環境で、子どもを安心して育てることが出来る体制の整備を図る。

(2) 事業内容

ア 認定こども園施設整備交付金

認定こども園の設置促進のため、市町が行う認定こども園の施設整備に係る経費の一部を交付する。

イ 認定こども園等緊急環境整備事業費補助金

幼児教育のため、認定こども園等に遊具、運動用具、教具、衛生用品等の環境整備を行った学校法人及び社会福祉法人に対し、整備に要した経費の一部を交付する（教育支援体制整備事業交付金による）。

ウ 認定こども園等における教育の質の向上のための研修

新任採用の保育教諭のための園外・園内研修を実施する（教育支援体制整備事業交付金による）。

エ 私立幼稚園等園務改善 I C T 化支援事業補助金

教諭の事務負担軽減のため、指導要録等の書類作成業務や園児の登降園管理等の業務について、I C T 化を促進し、園務改善のための I C T 化に要する経費の一部を交付する（教育支援体制整備事業交付金による）。

(3) 予算額・決算額

ア 事業費の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	15,897 千円	105,966 千円	219,118 千円
決算額	15,658 千円	104,426 千円	177,306 千円

イ 平成 29 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
認定こども園施設整備交付金	211,015 千円	-
認定こども園等緊急環境整備事業費補助金	2,997 千円	-
認定こども園等における教育の質の向上のための研修	926 千円	-
私立幼稚園等園務改善 I C T 化支援事業補助金	4,180 千円	-
合計	219,118 千円	177,306 千円

(4) 主な委託契約・補助金事業の内訳

ア 認定こども園施設整備交付金

事業内容	子どもを安心して育てることができる体制の整備を促進する。	
補助金等の名称	認定こども園施設整備交付金	
根拠法令	三重県補助金等交付規則 健康福祉部関係補助金等交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要領	
交付先	市町（4 件）	
予算額と決算額	平成 29 年度予算額	211,015 千円
	平成 29 年度決算額	169,267 千円

イ 認定こども園等緊急環境整備事業費補助金

事業内容	認定こども園等における幼児教育の質の向上を図る。
補助金等の名称	認定こども園等緊急環境整備事業費補助金
根拠法令	三重県補助金等交付規則 健康福祉部関係補助金等交付要綱 認定こども園等緊急環境整備事業費補助金取扱要領
交付先	学校法人（12 件）、社会福祉法人（2 件）

予算額と決算額	平成 29 年度予算額	2,997 千円
	平成 29 年度決算額	2,950 千円

ウ 私立幼稚園等園務改善 I C T 化支援事業補助金

事業内容	園務改善のための I C T 化に要する経費の一部を交付する。	
補助金等の名称	私立幼稚園等園務改善 I C T 化支援事業補助金	
根拠法令	三重県補助金等交付規則 健康福祉部関係補助金等交付要綱 私立幼稚園等園務改善 I C T 化支援事業補助金取扱要領	
交付先	学校法人（6 件）	
予算額と決算額	平成 29 年度予算額	4,180 千円
	平成 29 年度決算額	4,180 千円

(5) 監査結果

補助金に係る消費税等の確認について【指摘】

「認定こども園施設整備交付金」、「認定こども園等緊急環境整備事業費補助金」及び「私立幼稚園等園務改善 I C T 化支援事業補助金」の交付要領・取扱要領では、「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合速やかに知事に報告しなければならない。」と規定されているが、申請時も実績報告時についても補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の県に対する納付（返還）の可能性が検討されていない。

仕入控除税額相当額の把握及び返還（又は減額交付）事務が適正に行われるよう、体制を整備する必要がある。

IV 児童虐待の防止と社会的養護の推進

IV-1 児童一時保護事業

(1) 目的

児童相談所に相談や通告のあった児童のうち、緊急保護、行動観察、短期入所指導が必要な児童を、必要に応じて2~3週間程度、児童相談所に併設された一時保護所において保護する。一時保護所では、児童の安全を確保するとともに、児童の今後の処遇について方針を決定する際の、専門的な心理学的・医学的診断等を行う。

(2) 事業内容

ア 児童一時保護事業

北勢児童相談所及び中勢児童相談所に併設する一時保護所において、児童の一時保護を実施する。

乳幼児又は治療が必要な児童に対しては、医療機関等への一時保護委託を実施する。

夜間や休日対応のため、一時保護対応協力員を配置する。

イ 一時保護所機能強化事業

被虐待児個別対応指導員を配置し、被虐待児等個別対応が必要な児童に対応する。

入所児童に対する学習指導員等を配置し、一時保護児童の処遇向上・権利擁護に努める。

(3) 予算額・決算額

ア 事業費の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	102,243 千円	111,999 千円	156,043 千円
決算額	102,243 千円	103,512 千円	158,705 千円

イ 平成 29 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
児童一時保護事業	145,910 千円	-
一時保護所機能強化事業	10,133 千円	-
合計	156,043 千円	158,705 千円

- (4) 主な委託契約・補助金事業の内訳
対象となる委託契約・補助金支出はなかった。

- (5) 監査結果
指摘・意見等とすべき事項はなかった。

IV-2 児童虐待法的対応推進事業

(1) 目的

児童虐待対応について、法的な対応や介入型支援の強化を図るため、児童相談所の体制整備や職員の専門性の強化、及び医療機関における早期対応を推進する。

(2) 事業内容

ア 法的対応力強化事業

弁護士や警察官OBを配置し、児童相談所職員への法的な助言や、一時保護や立ち入り調査・臨検等の的確な実施を行う。

児童虐待ケースのうち、主に学校・保育所等に所属する児童について、NPO等との協働によるモニタリングを行い、きめ細かい支援や関係期間との連携を図る。

児童虐待相談における対応の的確性を高めるために開発した、リスクアセスメントツール及びニーズアセスメントツールの運用の定着を図る。

イ 児童相談所職員専門性強化事業

児童相談所職員研修体系に基づき、役職、経験年数による階層別研修とともに、心理技能習得や司法面接手法等の専門研修等により、職員の専門性の向上を図る。

児童福祉法の改正により、児童福祉司に新たに義務づけられた研修を実施する。

ウ 児童相談所現場対応力強化事業

法医学鑑定の委託や精神科医等の外部の専門家の活用、子ども家庭専門指導員等の配置のほか、外国人住民対応のための通訳確保等により、現場対応力の強化を図る。

エ 医療現場における児童虐待早期対応促進事業

児童虐待の兆候を発見することが可能な医療機関において、児童虐待対応に必要な医療分野の知識等を身につける研修を行い、早期対応につなげる。

(3) 予算額・決算額

ア 事業費の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	38,689 千円	41,933 千円	42,904 千円
決算額	37,925 千円	38,303 千円	38,854 千円

イ 平成 29 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
法的対応力強化事業	12,514 千円	-
児童相談所職員専門性強化事業	3,250 千円	-
児童相談所現場対応力強化事業	26,123 千円	-
医療現場における児童虐待早期対応促進事業	1,017 千円	-
合計	42,904 千円	38,854 千円

(4) 主な委託契約・補助金事業の内訳

対象となる委託契約・補助金支出はなかった。

(5) 監査結果

指摘・意見等とすべき事項はなかった。

IV-3 市町児童相談体制支援推進事業

(1) 目的

市町の児童相談体制の強化に向けた取組を支援することで、県全体の児童虐待対応力の強化につなげる。

(2) 事業内容

ア 市町現場対応力強化事業

市町の児童相談対応力を強化するため、「児童相談体制強化確認表」をツールとして、市町との間で定期協議を行い、市町ごとの強み・弱み・課題や注力すべきポイントなどを共有し、連携して体制強化に向けた取組の具体化を進める。

市町要対協の運営強化のため、アドバイザーを派遣するとともに、市町の取組結果を踏まえ、特にケースマネジメント等にかかる助言者を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上を図る。

イ 市町職員スキルアップ研修強化事業

市町の新任者や要対協調整者等に対する研修とともに、児童相談担当職員のスキルアップのため、児童福祉司任用資格取得指定研修会に係る研修など各種研修会を開催する。

(3) 予算額・決算額

ア 事業費の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	1,949 千円	2,096 千円	2,405 千円
決算額	1,429 千円	1,642 千円	1,376 千円

イ 平成 29 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
市町現場対応力強化事業	1,093 千円	-
市町職員スキルアップ研修強化事業	1,312 千円	-
合計	2,405 千円	1,376 千円

- (4) 主な委託契約・補助金事業の内訳
対象となる委託契約・補助金支出はなかった。

- (5) 監査結果
指摘・意見等とすべき事項はなかった。

IV-4 若年層における児童虐待予防事業

(1) 目的

医療、保健、福祉、教育等が連携し、思春期保健事業に取り組むとともに、望まない妊娠や思春期の専門相談体制を整備することにより若年層における児童虐待未然防止を図る。

(2) 事業内容

ア 妊娠レスキューダイヤル相談事業

妊娠SOSみえ「妊娠レスキューダイヤル」電話相談の開設。

妊娠レスキューダイヤル相談事業の推進に向けた検討会議の開催。

イ 思春期保健指導セミナー事業

産婦人科医、教育委員会、警察、NPO法人と連携し、思春期支援の現状や課題について情報交換を行うとともに、抽出された課題解決に向け思春期保健指導関係者向けセミナーを開催し、最新情報や支援機関について情報発信を行う。

ウ 三重県版ネウボラの推進による児童虐待予防事業

平成29年度から取組が開始される見込みの産後2週間健診、産後1か月健診について、医療機関、市町間での連携が円滑に進むよう、健診内容、健診票、健診後のフォロー体制について検討を行うとともに、事業実施担当者の知識、技術の向上のため、研修会を開催しマニュアルを作成する。

(3) 予算額・決算額

ア 事業費の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
予算額	4,486千円	3,663千円	3,298千円
決算額	4,185千円	3,541千円	3,129千円

イ 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
妊娠レスキューダイヤル相談事業	2,317千円	-

思春期保健指導セミナー事業	558 千円	-
三重県版ネウボラの推進による児童虐待 予防事業	423 千円	-
合計	3,298 千円	3,129 千円

(4) 主な委託契約・補助金事業の内訳

件名	予算額	決算額
産婦健康診査推進事業業務委託	337,000 円	334,800 円
思春期保健指導セミナー業務委託	558,000 円	556,200 円
妊娠レスキューダイヤル事業近鉄 ポケット時刻表広告掲載業務委託	66,000 円	64,800 円
妊娠レスキューダイヤル事業委託	1,855,000 円	1,855,000 円

(5) 委託契約・補助金事業の概要

ア 産婦健康診査推進事業業務委託

契約締結日	平成 29 年 5 月 2 日	
契約期間	平成 29 年 5 月 2 日～平成 30 年 3 月 31 日	
契約方法	随意契約	
随意契約の理由	産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るため、出産後間もない産婦への健康診査の重要性が指摘されており、その普及にかかるマニュアルの検討、作成を円滑に進めるには産婦人科医及び小児科医を包括する県医師会が適任であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、随意契約とする。	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	336,290 円
	契約金額	334,800 円
	決算額	334,800 円

イ 思春期保健指導セミナー業務委託

契約締結日	平成 29 年 9 月 1 日	
契約期間	平成 29 年 9 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日	
契約方法	随意契約	
随意契約の理由	<p>本事業は、思春期の子どもたちの性感染症予防や望まない妊娠を避けること等を目標に実施するものである。この事業を実施するためには、次の要件が必須となる。</p> <p>(1) 性感染症や人工妊娠中絶等の治療や予防に関する最新情報及び専門的な知識を有すること</p> <p>(2) 県内 10 代の性感染症罹患状況や望まない妊娠・出産の現状や実体を把握していること</p> <p>(3) 性教育等の思春期保健指導事業を実践するためのノウハウを持ち、性教育指導実績がある団体であること</p> <p>(4) セミナーの成果が上がるように、性教育に関わる専門職間のネットワークにより、全国から著名な専門医等の講師派遣が可能であること</p> <p>(5) セミナーの開催にあたって、県内関係者との連携のもとの確に周知し、集客できること</p> <p>(6) (1)(2)(3)に関して、三重県看護協会や三重県助産師会も実態把握や実績のある団体であるが、セミナー開催に有効な情報やネットワークが卓越していないことや、十分な事業実績のある団体ではないため、全ての要件を満たす団体と随意契約を行う。</p>	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	557,884 円
	契約金額	556,200 円
	決算額	556,200 円

ウ 妊娠レスキューダイヤル事業近鉄ポケット時刻表広告掲載業務委託

契約締結日	平成 29 年 4 月 1 日	
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日	
契約方法	随意契約	
随意契約の理由	近鉄ポケット時刻表の広告については、近畿日本鉄道株式会社専属の広告代理業者である本契約相手方のみが取り扱っているため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、随意契約とする。	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	64,800 円
	契約金額	64,800 円
	決算額	64,800 円

エ 妊娠レスキューダイヤル事業委託

契約締結日	平成 29 年 4 月 1 日	
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日	
契約方法	随意契約	
随意契約の理由	本事業は、人工妊娠中絶や性感染症等の医療や思春期関連問題の最新情報及び専門的な知識を持ち、虐待予防の観点を持ちながら、医療、保健、福祉、司法等関係機関と連携をとり対応をしていく必要があるところ、本契約の相手方は、上記全てに対応できる三重県で唯一の団体であるため。	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	1,881,155 円
	契約金額	1,855,000 円
	決算額	1,855,000 円

(6) 監査結果

指摘・意見等とすべき事項はなかった。

IV-5 家庭的養護推進事業

(1) 目的

里親やファミリーホームへの委託、入所施設での小規模ケア等により、要保護児童が家庭的な環境で安心して暮らせるようにする。

そのために、里親登録者の増加や里親支援の充実に取り組むとともに、児童養護施設等の小規模ケア化に向けた整備等を促進する。

さらに、施設職員の人材育成に取り組み、小規模ケア化の促進を図る。

(2) 事業内容

ア 児童養護施設等施設整備事業

社会福祉法人が施工する児童福祉施設の整備に要する経費の一部に充てるため補助金を交付する。

イ 小規模ケア化推進支援事業

児童養護施設における小規模ケア化を推進するにあたり、小規模ケア体制から派生する課題によって施設内での問題行動が濃縮化されたり、個々の児童の課題がユニット全体に波及するなどのことがないよう、課題への対処を行いつつ、子どもの健康な育ちを保障するために児童養護施設と児童相談所との連携・協働により、養育支援技術というソフトウェアの面から施設の小規模ケア化を支援する。

ウ 家庭的養護支援嘱託員

児童相談センターに家庭的養護体制充実支援嘱託員を配置し、児童養護施設や里親等へ措置・委託している要保護児童への支援等を強化する。

エ 児童家庭支援センター運営支援事業

地域の子育て相談の拡充を図るため、児童家庭支援センターの運営事業費の一部に関する補助を行う。

オ 里親委託推進事業

里親制度についてより多くの県民が気軽に参加でき、また里親登録を前向きに検討していただく方にはより具体的な相談がしやすいよう、里親説明会や里親出前講座を県内各地で実施する。また、駅へのポスター

掲示、定期的なラジオでのスポットCMなど、これまでとは異なる媒体を使用し、普及啓発に努める。

施設の里親支援専門相談員との連携により、里親委託児童の養育相談対応や定期的な家庭訪問等を通じ、専門的かつきめ細やかな里親支援を行う。

里親の養育技術の向上や精神的負担の軽減を図るため、定期的に集い相互交流を深める里親サロンを開催する。

里親や施設の代表者、学識者等で構成する里親委託推進委員会を開催し、里親委託推進方策について検討を行う。

養育里親や専門里親として必要となる知識・情報を学ぶため、それぞれ登録希望者を対象とした研修・実習を充実するとともに、委託中の里親を対象としたスキルアップ研修を実施し、養育スキルの向上に取り組む。

里親委託中の事故等に備えて里親が加入する「里親賠償責任保険」にかかる保険料を助成する。

カ 家庭的養護体制推進事業

三重県家庭的養護推進計画に基づき、施設の小規模化、地域分散化を進めるため、地域小規模児童養護施設、乳児院におけるユニットケアにおいて、各ユニットに児童指導員等の職員を加配して職員体制を充実するとともに、ユニットリーダーを配置して運営体制を強化することにより、入所児童への処遇向上を図る。

また、施設（里親支援専門相談員）の活動による施設入所児童の里親委託の促進や委託後の支援の充実を図るための経費の一部を補助する。

キ 産前・産後母子支援モデル事業

母子生活支援施設を中心として、NPO法人、乳児院、助産所、産科医療機関等と連携し、望まない妊娠や特定妊婦、飛び込み出産に対する支援をモデル事業として実施し、妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、特定妊婦等への支援の強化を図るための新たな仕組みをつくる。

(3) 予算額・決算額

ア 事業費の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	302,605 千円 (繰越 199,101 千円含)	837,467 千円 (繰越 258,121 千円含)	549,563 千円 (繰越 467,114 千円含)
決算額	274,551 千円 (繰越 199,101 千円含)	328,147 千円 (繰越 249,761 千円含)	523,584 千円 (繰越 448,019 千円含)

イ 平成 29 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
児童養護施設等施設整備事業	-	-
小規模ケア化推進支援事業	-	-
家庭的養護支援嘱託員	-	-
児童家庭支援センター運営支援事業	-	-
里親委託推進事業	-	-
家庭的養護体制推進事業	-	-
産前・産後母子支援モデル事業	-	-
合計	549,563 千円	523,584 千円

(4) 主な委託契約・補助金事業の内訳

件名	予算額	決算額
児童福祉関係施設耐震診断事業費補助金	352,000 円	352,000 円
里親養育相互援助事業委託		756,000 円
北米児童福祉関係機関視察事業業務委託	628,000 円	627,520 円
産前・産後母子支援事業委託	6,880,000 円	6,014,527 円
専門里親認定研修養育実習委託		18,900 円
専門里親認定研修業務委託		75,600 円
専門里親認定研修養育実習委託		18,900 円
施設入所児童里親委託推進事業費補助金	11,657,000 円	11,313,000 円
「里親養育の質と向上をめざして」参加費		2,000 円
児童家庭支援センター運営事業費補助金	26,634,000 円	26,605,000 円
児童養護施設等ユニット体制強化事業費補助金	23,058,000 円	19,906,000 円

(5) 委託契約・補助金事業の概要

ア 児童福祉関係施設耐震診断事業費補助金

事業内容	地震発生時等に自力で避難することが困難な者が入所する児童福祉関係施設において、入所する者の安全安心を確保するために必要な耐震診断を行う施設に対して、県がその費用の一部を補助する。	
補助金等の名称	三重県児童福祉関係施設耐震診断事業費補助金	
補助率	2/3 以内	
補助上限	上限の定めなし	
根拠法令	三重県児童福祉関係施設耐震診断事業費補助金 交付要領 三重県補助金等交付規則 健康福祉部関係補助金等交付要綱 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱	
区分	設備・施設の整備に係る補助	
交付先	乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設	
予算額と決算額	平成 29 年度予算額	352,000 円
	平成 29 年度決算額	352,000 円

イ 里親養育相互援助事業委託

契約締結日	平成 29 年 4 月 14 日
契約期間	平成 29 年 4 月 14 日～平成 30 年 3 月 30 日
契約方法	随意契約
随意契約の理由	県内の里親当事者団体は、本事業契約相手方の他に、もう 1 団体存在する。活動期間、活動実績等の観点から前者団体と後者団体を比較した結果、本事業を委託できる団体は前者団体のみであると判断したため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、随意契約を行うこととした。

	<p>決裁書類には活動状況等の比較につき詳細な内容が記載されているが、団体の特定につながるおそれがあることから、本監査報告書では引用を控えることとする。</p>	
<p>予定価格と契約金額</p>	<p>内訳</p>	<p>平成 29 年度</p>
	<p>予定価格</p>	<p>756,000 円</p>
	<p>契約金額</p>	<p>756,000 円</p>
	<p>決算額</p>	<p>756,000 円</p>

ウ 北米児童福祉関係機関視察事業業務委託

<p>契約締結日</p>	<p>平成 29 年 8 月 18 日</p>	
<p>契約期間</p>	<p>平成 29 年 8 月 18 日 ~ 平成 29 年 9 月 9 日</p>	
<p>契約方法</p>	<p>随意契約</p>	
<p>随意契約の理由</p>	<p>本事業については、雇用経済部国際戦略課が企画している「三重県北米経済交流ミッション派遣事業」のスケジュールに準じて実施するものであり、同ミッションにおける知事及び他の随行職員と緊密な行程管理が必要な業務である。同ミッションの行程は、本契約締結時点では流動的であり、訪問先の追加変更などの行程管理の修正が想定され、それに伴い、本事業の視察日程、宿泊先、行程管理等もその都度、修正の判断を迫られるものであった。視察までの日数が限られる中では同ミッションの内容を熟知し、本事業の行程管理とのスムーズな連携が可能な委託先でないと、本事業の行程の確定に時間を要し、本事業の訪問先との連絡調整にも支障を生ずるおそれがあったことから、同ミッションの業務委託契約を締結していた旅行業者を委託先として選定するものである。</p>	
<p>予定価格と契約金額</p>	<p>内訳</p>	<p>平成 29 年度</p>
	<p>予定価格</p>	<p>628,000 円</p>

	契約金額	627,520 円
	決算額	627,520 円

工 産前・産後母子支援事業委託

契約締結日	平成 29 年 7 月 1 日 平成 30 年 3 月 31 日付変更契約有	
契約期間	平成 29 年 7 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	
契約方法	随意契約	
随意契約の理由	<p>県内に母子生活支援施設は 5 か所存在するが、地域的な観点（相談件数の見込み、出生数及び児童虐待相談対応件数）さらには児童相談所や助産施設等関係機関との距離関係から、本事業を実施すべき事業者は 1 施設に絞られる。よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、随意契約を締結する。</p> <p>決裁書類にはより詳細な随意契約理由が記載されているが、団体の特定につながる恐れがあることから、本監査報告書では引用を控えることとする。</p>	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	6,880,000 円
	契約金額	6,880,000 円 平成 30 年 3 月 31 日付変更契約により、契約金額を 6,880,000 円 6,014,527 円に変更
	決算額	6,014,527 円

才 専門里親認定研修養育実習委託

契約締結日	平成 29 年 12 月 19 日
契約期間	平成 29 年 12 月 19 日～平成 30 年 3 月 30 日

契約方法	随意契約	
随意契約の理由	本研修事業は、社会的養護が必要な児童のうち特に被虐待児や障がい児などを受け入れる専門里親の要請を目的としており、これらの児童への対応について高い専門性を有している児童養護施設が最適である。県内には12の児童養護施設が存在するが、本件契約の相手方施設は受講者の自宅から最寄りの施設であり、また施設側も里親支援専門相談員を配置し、受け入れ可能との回答であったため、実習先として最も合理的と判断した。	
予定価格と契約金額	内訳	平成29年度
	予定価格	18,900円
	契約金額	18,900円
	決算額	18,900円

カ 専門里親認定研修業務委託

契約締結日	平成29年7月1日
契約期間	平成29年7月1日～平成30年1月31日
契約方法	随意契約
随意契約の理由	<p>専門里親研修は、「専門里親研修制度の運営について(平成14年9月5日雇児発第0905003号)」に基づき、都道府県が実施または、適当と認める社会福祉法人等に委託することができる」とされている。</p> <p>本研修は3か月以上にわたって、専門里親として必要な知識、技術のほか、被虐待児の心理・行動の理解や対応方法などについて、高度な理論と実践が求められるため、県が直接実施するよりも、専門性を有する法人等に委託することが、効果的かつ効率的であるところ、本委託契約の相手方は、本研修を開催している唯一の法人であり、本業務を委託でき</p>

	るのは当該法人しかいないため。	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	75,600 円
	契約金額	75,600 円
	決算額	75,600 円

キ 専門里親認定研修養育実習委託

契約締結日	平成 30 年 1 月 11 日	
契約期間	平成 30 年 1 月 11 日～平成 30 年 3 月 30 日	
契約方法	随意契約	
随意契約の理由	本研修事業は、社会的養護が必要な児童のうち特に被虐待児や障がい児などを受け入れる専門里親の要請を目的としており、これらの児童への対応について高い専門性を有している児童養護施設が最適である。県内には 12 の児童養護施設が存在するが、本件契約の相手方施設は受講者の自宅から最寄りの施設であり、また施設側も里親支援専門相談員を配置し、受け入れ可能との回答であったため、実習先として最も合理的と判断した。	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	18,900 円
	契約金額	18,900 円
	決算額	18,900 円

ク 施設入所児童里親委託推進事業費補助金

事業内容	里親支援専門相談員を配置している児童養護施設等において、里親支援専門相談員の活動により当該施設の入所児童を里親に措置変更した実績を有する者に対し、その後の里親子への支援等に要する経費の一部を県が補助することにより、里親委託の推進に寄与することを目的とする。
補助金等の名称	施設入所児童里親委託推進事業費補助金

補助率	2/3 以内	
補助上限	上限の定めなし	
根拠法令	施設入所児童里親委託推進事業費補助金交付要領 三重県補助金等交付規則 健康福祉部関係補助金等交付要綱	
区分	団体の運営費の補助	
交付先	当該年度において現に里親支援専門相談員を配置している乳児院又は児童養護施設であって、当該施設における里親支援専門相談員の活動により、前年度中に当該施設の入所児童を里親に措置変更した実績を有する施設	
予算額と決算額	平成 29 年度予算額	11,657,000 円
	平成 29 年度決算額	11,313,000 円

ケ 「里親養育の質の向上をめざして」参加費

事業内容	「里親の登録前研修と登録後の支援」をテーマとしたフォーラムに、子ども虐待対策・里親制度推進監が参加した際の参加費を支出する。	
補助金等の名称	-----	
補助率	定額	
補助上限	2,000 円	
根拠法令		
区分	その他	
交付先	特定非営利活動法人	
予算額と決算額	平成 29 年度予算額	-----
	平成 29 年度決算額	2,000 円

コ 児童家庭支援センター運営事業費補助金

事業内容	児童家庭支援センターが、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他のからの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要
------	---

	<p>とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。</p> <p>また、県又は児童相談所が行うこととされている要保護児童又はその保護者に対する指導などの業務について、専門性を有した児童家庭支援センターを積極的に活用することにより、児童虐待の発生予防の充実を図るとともに児童虐待発生時の迅速・的確な対応を行う体制の強化を図る。</p>	
補助金等の名称	三重県児童家庭支援センター運営事業費補助金	
補助率	定額	
補助上限	交付要領別表で定める基準額	
根拠法令	三重県児童家庭支援センター運営事業費補助金 交付要領 三重県補助金等交付規則 健康福祉部関係補助金等交付要綱	
区分	団体の運営費の補助	
交付先	市町、社会福祉法人等	
予算額と決算額	平成 29 年度予算額	27,355,000 円
	平成 29 年度決算額	26,605,000 円

サ 児童養護施設等ユニット体制強化事業費補助金

事業内容	<p>児童養護施設等におけるユニットにおいて、児童指導員等の職員を加配し、または、ユニットリーダーを配置することにより、入所児童の処遇体制の強化を行う補助事業者に対し、これに要する経費の一部を県が補助することにより、入所児童の社会的自立の促進及び保健福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>	
補助金等の名称	児童養護施設等ユニット体制強化事業費補助金	

補助率	10/10	
補助上限	(1)職員加配 年額 2,250,000 円 (月額 187,500 円) 以内 (2)ユニットリーダー配置 当該施設の基幹的職員加算分保護単価の2分の1の額×定員(月額)	
根拠法令	児童養護施設等ユニット体制強化事業費補助金 交付要領 三重県補助金等交付規則 健康福祉部関係補助金等交付要綱	
区分	団体の運営費の補助	
交付先	児童養護施設等	
予算額と決算額	平成 29 年度予算額	23,078,000 円
	平成 29 年度決算額	19,906,000 円

(6) 監査結果

ア 里親養育相互援助事業の評価指標について【意見】

里親養育相互援助事業に関して、各支部において、交流会等のイベントが年間4回～11回開催されている。その効果については、参加した里親と子どもの人数が多かったことをもって効果があったものと判断しているが、参加人数の多寡と効果の程度との関連は明確になっていない。

事業の評価に際し、開催されたイベントの効果を検討する場合、複数の指標に基づき、多面的に検討する必要がある。イベントの参加人数という単一の指標だけでは判断材料として十分とは言い難い。また、イベントの効果の程度と参加人数との関連を裏付ける指標が明確でないため、イベントごとの参加人数と事業の効果への寄与度を第三者が判断することは難しい。

イベントの参加人数以外の判断指標を設けるのみならず、各指標と事業の効果への寄与度を明確にした上で事業の効果の評価する必要がある。

イ 産前・産後母子支援事業の評価について【意見】

産前・産後母子支援事業は、DVによる避難者等、支援を要する妊婦に係る出産、施設入所等の支援方法検討のため、29年度から開始された

モデル事業である。国の補助金制度設計方針にも沿っている事業だったが、入所措置費等の支出が認められておらず、入所につながった実績がなかったこと等を勘案した結果、開始事業年度で事業を終了している。

29年度から開始されたばかりであり、国の方針にも沿っているモデル事業を打ち切る判断に至ったのは慎重な検討を経た上でのことであったとの説明を受けた。但し、そこに至るまでの検討過程が文書等のような検証可能な形で確認することができなかった。事業の改廃は重要な意思決定の一つであるため、検討の過程を文書として残すことが望ましいと考える。

ウ 里親養育相互援助事業に関する証憑書類確認について【意見】

委託先作成の業務完了報告書を見ると、年度末の平成29年3月15日に「参考図書購入」として3万6,379円の支出が行われている（なお同支出により、年度内の合計支出額がちょうど委託契約上限額の75万6,000円に到達している。）が、同購入図書の内訳・金額は何ら記載されておらず、また県側としても、その点に関する証憑資料の提出は特に求めているとのことである。

今回の監査手続において、担当者より委託先へ聴取確認してもらうことで、購入図書の内訳及び金額は把握できた（合計16冊・税込定価3万8,340円であるが、委託契約上限額に収まるよう、書店に値引きをしてもらったとのこと。）。

しかしながら公金支出の妥当性確保の観点からは、業務完了報告書提出時点において、領収書程度の証憑書類の提出は求めるべきであったと考える。

IV-6 家族再生・自立支援事業

(1) 目的

児童養護施設等においては、被虐待児等要保護児童が安全に保護されるとともに、適切な養育環境の中で、家庭復帰や自立に向けた支援が行われる必要があることから、施設職員等の人材育成を図るとともに、児童に対する処遇の向上や身元保証、自立支援資金の貸付や退所者の施設への帰省経費の補助等を行い、児童の家庭復帰や自立に向けた支援を行う。

(2) 事業内容

ア 基幹的職員研修事業

施設における組織的な支援体制の確保と人材育成を可能にすることを目的に、自立支援計画等の作成及び進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施する。

イ C A P 児童養護施設プログラム委託事業

児童養護施設に入所している子ども達が、年齢に応じた互いの人権を理解し合い、必要な自己表現の手段を獲得したり、大人へ適切な支援依頼行動がとれるよう、児童養護施設職員等を対象にC A Pプログラム等を実施する。

ウ 児童福祉施設退所に向けての支援事業

P F S（安全パートナーリング）の手法等を用いて、当事者（本人・保護者）の意見を取り入れながら退所後の安全な生活を組み立てる。

教育的に対処できるスキルを指導するC S P（コモン・センス・ペアレンティング）等の様々なペアレントトレーニング技術研修を児童相談所職員等が受講し、適応性のある家族に各々の家族状況に合ったプログラムを組み立て、継続的に介入する。

L S W（ライフ・ストーリー・ワーク）について児童養護施設職員が理解を深め、実施できるよう研修を実施し、児童相談所職員と協議の上、必要な事例を選定し、当該児童の年齢や理解力等を鑑みて計画的に実施する。

エ 児童養護施設家族再生支援事業

虐待防止拠点として整備した親子生活訓練室を要支援家庭が家族再

生を行うための生活訓練の場として提供し、子育て支援協力員等をあてることにより、子育てに必要な一連の生活能力を身につけ、正しい知識と愛情を持って子育てが行えるよう支援する。

オ 施設退所児身元保証補助事業

施設退所児（者）が就職等に際して、アパート等を賃借する場合等に施設長等が身元保証人になった場合、施設長が払う損害保険料に対して補助を行う。

カ 未成年後見人支援事業

要保護児童に適切な未成年後見人が見つからない場合、当該児童が成人になるまでの間、弁護士等、未成年後見人を引き受けられる適切な人材を選定し、家庭裁判所の後見人選任を受けた上で、当該後見人に報酬を支払う。

キ 施設等退所者自立支援事業

施設等を退所した者が、お盆や正月等に施設へ帰省した際の宿泊等に要した経費の一部を補助する。

(3) 予算額・決算額

ア 事業費の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	106,281 千円	106,575 千円 (繰越 100,429 千円含)	2,734 千円
決算額	4,117 千円	105,310 千円 (繰越 100,429 千円含)	2,251 千円

イ 平成 29 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
基幹的職員研修事業	-	-
C A P 児童養護施設プログラム委託事業	-	-
児童福祉施設退所に向けての支援事業	-	-

児童養護施設家族再生支援事業	-	-
施設退所児身元保証補助事業	-	-
未成年後見人支援事業	-	-
施設等退所者自立支援事業	-	-
合計	2,734 千円	2,251 千円

(4) 主な委託契約・補助金事業の内訳

件名	予算額	決算額
児童虐待防止拠点における家族再生支援事業委託	300,000 円	300,000 円
基幹的職員研修業務委託	432,000 円	432,000 円
身元保証人確保対策事業費補助金	101,000 円	82,588 円
児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助金	625,000 円	625,000 円

(5) 委託契約・補助金事業の概要

ア 児童虐待防止拠点における家族再生支援事業委託

契約締結日	平成 29 年 4 月 1 日
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
契約方法	随意契約
随意契約の理由	本契約の相手方社会福祉法人が経営する施設は、県内で唯一児童虐待防止拠点として整備した「親子生活訓練室」を設置している施設であり、とりわけ、三重県で深刻な児童虐待が多く発生している北勢地域における児童虐待防止拠点としての機能を有する施設である。本事業は、行政が事業実施するよりも、地域との関わりの深い施設が直接実施することにより、児童虐待防止にかかる効果的な成果が得られると考えられるため委託事業とするものであるが、同施設はこの事業を実施することができる唯一の施設であるため。

予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	300,000 円
	契約金額	契約書添付の別表に定める委託料(上限 300,000 円)
	決算額	300,000 円

イ 基幹的職員研修業務委託

契約締結日	平成 29 年 6 月 20 日	
契約期間	平成 29 年 6 月 20 日～平成 30 年 3 月 15 日	
契約方法	随意契約	
随意契約の理由	<p>本契約の相手方は、県内の児童養護施設及び乳児院により組織されており、施設運営の強化向上、児童福祉の一層の推進等を目的に設置された団体である。「基幹的職員研修事業の運営について（平成 21 年 3 月 31 日付け雇児発第 0331014 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」では、基幹的職員研修事業の実施主体は都道府県であるが、都道府県は当該事業を適切に実施することができるかと認めたものに委託して実施することができるかとされている。本事業は、行政が事業実施するよりも、日々子どもたちに向き合い、入所児童の状況や処遇の現状、課題等について熟知した知見を有する者が行うことにより、同事業の目的を踏まえた効果的な研修成果が得られると考えられるため委託事業とするものであるが、本契約の相手方は、この事業を適切に実施することができる県内唯一の団体である。</p>	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	432,000 円
	契約金額	432,000 円
	決算額	432,000 円

ウ 身元保証人確保対策事業費補助金

事業内容	児童養護施設や婦人保護施設等に入所中又は退所した子どもや女性等や、里親に委託中又は委託解除後の子ども等の社会的自立の促進に寄与するため、全国社会福祉協議会が行う身元保証人確保対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	
補助金等の名称	三重県身元保証人確保対策事業費補助金	
補助率	10/10	
補助上限	上限の定めなし	
根拠法令	三重県身元保証人確保対策事業費補助金交付要領 三重県補助金等交付規則	
区分	事業費の補助	
交付先	社会福祉法人 全国社会福祉協議会	
予算額と決算額	平成 29 年度予算額	100,000 円
	平成 29 年度決算額	82,588 円

エ 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助金

事業内容	児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸し付け、もってこれらの者の円滑な自立を支援する。	
補助金等の名称	三重県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業費補助金	
補助率	定額	
補助上限	1 生活支援費 1人あたり月額：50,000円 2 家賃支援費 1人あたり月額：家賃相当額(管理費及び共益費を含む) ただし、生活保護制度における貸付対象者の居住地の住宅扶助基準「家賃、間代、地代等の額」	

	<p>に掲げる額（都道府県又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には当該額）の範囲内</p> <p>3 資格取得支援費 1 人当たり：資格取得に要する実費 ただし、資格取得等特別加算費の支弁を受けた上でなお不足する費用であり、上限を 250,000 円とする。</p> <p>4 事務費 年額 4,800,000 円</p>	
根拠法令	三重県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業費補助金交付要領 三重県補助金等交付規則 健康福祉部関係補助金等交付要綱	
区分	事業費の補助	
交付先	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会	
予算額と決算額	平成 29 年度予算額	626,000 円
	平成 29 年度決算額	625,000 円

(6) 監査結果

ア 補助金に係る消費税等の確認について【指摘】

「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助金」及び「児童家庭支援センター運営事業費補助金」の交付要領では、「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。」と規定されているが、申請時も実績報告時についても補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の県に対する納付（返還）の可能性が検討されていない。

仕入控除税額相当額の把握及び返還（又は減額交付）事務が適正に行われるよう、体制を整備する必要がある。

イ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業歳入歳出決算
(見込)書の表記について【意見】

補助金交付事業者から提出された、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業歳入歳出決算(見込)書(以下、決算書)において、29年度分の補助金収入として、28年度に3年度分を一括して受領したうち29年度分に帰属するもの(5,627,000円)と、29年度の単年度分の支出(6,251,531円)に基づき算定された金額(625,000円)の合計額(6,252,000円)が計上されているところ、決算書上の前者の表記は(前年度収入)となっていた。

過年度(28年度)に帰属すべき収入が29年度の収入に含まれてしまっているとの誤解が生じる可能性があり、補助金収入計上額の妥当性にも影響を及ぼす恐れがある。

V あらゆる分野における女性活躍の推進

V-1 DV対策基本計画推進事業

(1) 目的

配偶者からの暴力を受けた被害者が、相談機関に相談し、福祉事務所、警察、児童相談所等の関係機関の連携により、自立に向けた支援を受けられることを目的とする。

(2) 事業内容

DV防止会議を本庁及び県福祉事務所で年6回開催し、関係者の資質向上を図る。

女性相談所及び県福祉事務所に女性相談員を配置し、相談対応を行うとともに、女性相談員研修を実施し、資質の向上を図る。

警察署ほか関係機関や団体とともに街頭啓発活動を行い、若者への情報発信を行う。

緊急に保護が必要な被害者の安全を確保するため、民間宿泊施設に一時避難する際の費用を負担するとともに、被害者等の自立支援のために同行支援、通訳派遣等を実施する。

(3) 予算額・決算額

ア 事業費の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
予算額	21,746千円	22,725千円	23,209千円
決算額	20,737千円	21,721千円	21,506千円

イ 平成29年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
DV対策基本計画推進事業	23,209千円	21,506千円

(4) 主な委託契約・補助金事業の内訳

件名	予算額	決算額
三重県DV被害者支援事業委託	513,000円	376,709円
母子生活支援施設身元保証人確保対策事業費補助金	43,000円	25,000円

(5) 委託契約・補助金事業の概要

ア 三重県DV被害者支援事業委託

契約締結日	平成 29 年 4 月 1 日 平成 30 年 3 月 31 日に契約金額を 511,920 円 376,709 円とする変更契約有り	
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	
契約方法	随意契約	
随意契約の理由	本事業実施にあたっては、DV被害者支援及び加害者対応に対する知識と経験が必要であるとともに、個人情報保護等の危機管理意識を持つことが求められる。また、業務内容に関して関係機関が多岐にわたることから、それら機関との連携実績や司法手続等、必要な法制度を熟知していることが求められる。本県でDV被害者支援を行う事業者の中で、上記要件をすべて満たす団体は本件契約先のみであるため、競争入札にそぐわず、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約を締結した。	
予定価格と契約金額	内訳	平成 29 年度
	予定価格	513,000 円
	契約金額	511,920 円
	決算額	376,709 円

イ 母子生活支援施設身元保証人確保対策事業費補助金

事業内容	母子生活支援施設に入所中又は退所した母子等の社会的自立の促進に寄与するため、全国社会福祉協議会が行う身元保証人確保対策事業に基づき、市町が支払った保険料に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助金等の名称	三重県母子生活支援施設身元保証人確保対策事業費補助金
補助率	3/4 以内

補助上限	上限の定めなし	
根拠法令	三重県母子生活支援施設身元保証人確保対策事業費補助金交付要綱 三重県補助金等交付規則	
区分	事業費の補助	
交付先	市町	
予算額と決算額	平成 29 年度予算額	43,000 円
	平成 29 年度決算額	25,000 円

(6) 監査結果

ア 緊急一時避難が必要なDV被害者等に係るホテル利用の妥当性について【意見】

仕様書によれば、緊急保護が必要な支援対象者を一時的に保護する場合、ホテルの利用が認められており、平成 29 年度は年間 6 回の利用実績がある。

緊急保護を要する場合、基本的には一時保護所等での一時保護を検討するが、深夜で移動が困難な場合等において、緊急避難の必要性が認められる場合のみ限定という方針に基づき判断されている。また、ホテル利用の判断基準は事業実施要領上に記載があり、その基準を逸脱した運用は行われていない旨口頭で説明を受けた。ホテルが利用された 6 ケースについては、市町から利用の適否に関する相談を受け、適時に対応しており、その履歴は県において残しているとの説明を受けた。但し、緊急性が高く、個人情報に関する相談内容であることを理由として、実際に緊急保護を要するものであったのか、また、深夜のように、ホテルを利用する以外の選択肢がとりえなかったのかどうかを詳細に検討した結果は残されていなかった。

市町からの相談の結果を踏まえて、県がホテルの利用を妥当と判断するに至った経緯についても、文書として残しておくことが望ましいと考える。

イ 外国人DV被害者相談に関する通訳費用基準の妥当性について【指摘】

関係資料を確認したところ、外国人DV被害者相談通訳事業に関する通

訳費用については、以下の2規定の適用が考えられる。

「外国人DV被害相談に係る通訳事業実施要領」（以下、「本件要領」という。）第7条第1項

「通訳料は、県が別途定める額とする」として、同要領別紙に、
「1時間2,000円+1言語2,000円」

との通訳料基準が示されている。

「DV被害者支援事業委託契約」に添付された「DV被害者支援事業委託仕様書」（以下、「本件仕様書」という。）第5条第3項

「通訳者は、県登録通訳者名簿から選定するものとし、通訳言語がないなどの場合は、他の機関に依頼することができる。他の機関に依頼する場合は、当該機関の定める派遣単価により支払うこと」とされている。

平成29年度に実施された通訳事業は1件のみ（以下、「本件事例」という。）であり、同事例においては、1言語（中国語）で2.5時間の通訳を行ったとされている。この場合の通訳料は、上記の基準に従って計算すると7,000円となるはずであるが、実際には1万6,000円（税抜）の通訳料が請求され、県側は請求通りの金額を支出している。

本件事例の依頼先は、県登録通訳者名簿に登載されていない団体とのことであるから、上記基準に従えば、当該団体の定める派遣単価による本件事例における通訳料支払いが直ちに不当なものとははいえない。

しかしながら、上記基準の記載ぶりは、通訳料金について「1時間2,000円+1言語2,000円」以外の例外は認めないようなものとなっており、また、担当者からのヒアリングでは、本件要領と本件仕様書とではどちらが優位に立つ関係とも言えないとのことであるから、本件事例における通訳料支払は、基準に違反するものとも解釈しうる。

いずれにせよ、本件事例のように、名簿登録者に依頼する場合と、名簿登録外者に依頼する場合とで、通訳料に2倍以上の差が生じている不均衡状態は望ましくはない。監査人の意見としては、上記

の基準を今一度整理し、公平かつ明瞭な通訳料基準を新たに設けるべきと考える。

VI 監査結果のまとめ

～ の各事業に関し、指摘又は意見を付した事項について、下記のとおり要約し、これをまとめる。指摘した事項は合計 7 件であり、意見は合計 15 件であった。

I-1 少子化対策県民運動等推進事業

	要約内容	指 摘	意 見	頁 数
冊子の内容・構成について	<p>冊子作成のための検討委員会開催義務履行の有無検証の資料なし</p> <p>業務委託契約書に添付された仕様書には、子育て支援団体、子育て中の者、保育士、大学生などが参加する検討委員会を 1 回以上開催し、その結果を冊子の内容・構成に反映する、とある。しかし、議事録としてまとめられたものはないため、いつ、どこで会議が開催されたか不明である。</p> <p>このように県側において、受託者が契約上の義務を履行したか否かについて、検証可能な証跡及び検証した証跡を認めることができなかった。委託事業の完全な履行を期すならば、受託者の事業遂行について、より注意を払うべきである。</p>			16

	要約内容	指 摘	意 見	頁 数
健康福祉部内部におけるチェックリストについて	<p>入札審査会の審査要否のためのチェックリストの不完全記入</p> <p>健康福祉部では、予定価格が100万円以上の委託事業を行うに当たり部内で入札審査会を経ることが必要とされている。提出書類に添付されたチェックリストのチェック欄が空欄となっている箇所があり、空欄であると、「該当なし」なのか、そもそもチェック漏れであるのか区別が付かない。チェックリストが審査会に提出され、作成者以外の第三者に閲覧されるのであれば、第三者にとって紛らわしい表現とならないよう運用を改める必要がある。</p>			17

I-2 子どもの育ちの推進事業

	要約内容	指 摘	意 見	頁 数
補助金に係る消費税等の確認について	<p>補助金に係る消費税仕入控除税額の資料なし</p> <p>「みえの子ども応援スマイル補助金交付要領」第5条によると、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は、補助金の交付の対象となる経費と認めない、と規定されている。</p> <p>担当者は、本件補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の減額の可能性を検討するに際し、交付対象者に対し、消費税納税義務者を口頭で確認したとのことであったが、他に該当する手続きを実施した資料が残されていなかった。当該手続きが適正になされたか事後に確認するためにも、仕入控除税額相当額の把握及び減額事務の手続を整備する必要がある。</p>			21

II-1 みえの出逢い支援事業

	要約内容	指 摘	意 見	頁 数
委託業務仕様書に定められた打合せの実施について	<p>委託業務の打合せ義務履行の有無記載資料なし</p> <p>「出逢い支援実施計画策定及び市町連携事業委託」、「労使協働による企業の結婚支援勤労者の結婚に関する意識調査」及び「大学生の結婚等意識調査大学のライフプラン教育促進事業」の3事業について、その事業仕様書に、それぞれ受託事業者と県との間で、県庁内での打合せを少なくとも10回実施すると記載されていた。当該打合せは、委託事務の一部であり履行義務があったものと考えられる。</p> <p>しかし、当該打合せについて、実施したことを示す資料が残されていなかった。打合せをした場合、実施した日時・場所、参加者及び打合せ内容について書類に残すべきである。</p>			34
効率的な事業実施について	<p>イベント効果不十分のため、周知方法及び参加人数の増加の道筋を示すべき</p> <p>実施後の企業・店舗等からのアンケートによると、イベントの周知期間が短かったため、当該イベントを知って企業・店舗等を利用した人数は少数にとどまり、中には用意したサービスが全く利用されなかった事業所もあった。今後、当該取組みについて県が継続的に関与するならば、企業からのアンケート結果により課題は明らかであるから、イベントをどのように周知し、イベントに参加する人数を増やすかについて道筋を示すべきである。</p>			35

	要約内容	指 摘	意 見	頁 数
再委託の申請に際して提供された情報について	<p>再委託の金額を確認することなく行われた業務委託契約違反の再委託申請に対する承認</p> <p>「従業員に向けた結婚支援等働きかけ事業」において、業務委託契約書第4条第1項は、委託事業を第三者に再委託してはならないこととし、例外的に、あらかじめ必要事項を記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合に限り、再委託を認めることとしている。</p> <p>業務受託者は、平成29年4月3日、第三者への業務委託の申請書等を提出し、再委託の申請を行い、県は、同日、再委託を承認した。</p> <p>しかしながら、業務受託者から提出された再委託の申請書及びその添付書類には、再委託の金額が記載されていなかった。また、県の決裁文書にも、再委託の金額についての記載が存在しなかった。このように、平成29年4月3日付再委託申請に対する承認は、再委託の金額を確認することなく行われたものであり、業務委託契約書第4条第1項の規定に反するものである。</p> <p>再委託の金額は、再委託先においても業務の品質を確保することができるかどうか等、再委託の可否を判断する上での判断材料になるものである。</p> <p>したがって、業務委託契約書の規定に反して再委託が行われたことは、看過することができないものであるため、指摘事項とした。</p>			35

	要約内容	指 摘	意 見	頁 数
個別訪問時の確認事項について	<p>業務受託者の不適切な調査に対する指導なし</p> <p>「従業員に向けた結婚支援等働きかけ事業」において、業務委託契約書に添付された企業に向けた従業員の結婚支援等働きかけ事業業務仕様書では、企業への戸別訪問を行い、県の各種取組についての説明を行うとともに、取組への参加を促し、取組への参加意向及び取組への意識の変容度を確認することとされていた。</p> <p>ところが、県から提供された資料から、業務受託者が、企業経営者個人の家族構成、出産に対する考え方等を確認の対象としていたことが明らかになった。その上、一部の企業経営者からは、業務受託者が確認した内容をまとめたものが不正確であるとのクレームもあった。</p> <p>したがって、業務受託者が企業経営者個人の意識を確認したことは、仕様書が予定していた範囲を超えるものであり、プライバシー侵害となりかねないものであった。</p> <p>県としては、業務受託者が、仕様書が予定していた範囲での確認を行うよう、業務受託者に対し、適切な指導を行うべきであった。</p>			36

Ⅲ－２ 保育対策総合支援事業

	要約内容	指 摘	意 見	頁 数
平成30年度の保育士・保育所支援センター委託業務の見積金額について	<p>委託業務価格の大幅増額した内訳の検討なし</p> <p>平成29年度の決算額が6,718千円(税込)であったのに対して平成30年度の見積価格が12,250千円(税込)と大きく増加していたため、増加理由について調査を行うべく、三重県が予算設定にあたって作成した設計書(予算額12,450千円)を入手して比較を行った。</p> <p>平成30年度の増加要因は、新規事業である「潜在保育士意識調査事業」に係る予算約400万円が追加計上されていること、直接人件費が約200万円増加していること、であると見受けられた。後日、社協から入手した平成30年度の積算内訳書の内容を確認したところ、人件費の水準は平成29年度と同水準であり、「潜在保育士意識調査事業」に係る経費が598万円が計上されていた。そのため、三重県の作成した設計書とは内訳は異なるものの、結果として合計額は殆ど同じという結果になっていた。</p> <p>当該契約は随意契約であり毎年契約先が同じであるため、支出額の透明性を確保するために十分な配慮が必要である。そのような中、社協の見積額が三重県の予算額と殆ど同じになった事については疑問を感じる部分もあるが、仮に偶然であったとしても、適正な予算管理の観点からは、少なくとも見積書の内訳を入手して増加内容を検討すべきであったと考える。</p>			52 ～ 53

Ⅲ－４ 放課後児童対策事業費補助金

	要約内容	指 摘	意 見	頁 数
放課後児童支援員県認定資格研修等事業委託について	<p>研修事業委託先のコンペ参加資格変更の根拠資料なし</p> <p>放課後児童支援員県認定資格研修等事業委託の委託先は、企画提案コンペ方式により委託先を決定し、決定された委託先との間で随意契約を行っている。</p> <p>委託先の選定のコンペにおいて、部内における企画提案コンペ実施要領ではコンペの参加資格に法人格を有していることを挙げられていたが、その後に外部に公表された平成29年度放課後児童支援員県認定資格研修等事業委託企画提案参加仕様書や資格確認申請書では、法人格を有している者には限定されておらず、個人でも参加資格があることとなっていた。</p> <p>県担当者の説明では、部内における企画提案コンペ実施要領が作成された後、コンペへの参加資格を法人に限定しないように実施要領が変更されたとのことであった。ただし変更後の実施要領の文書は保存されていなかった。</p> <p>もし仮にコンペの参加資格として法人格を有していることとしていたのであれば、その後の企画提案コンペは実施要領に沿わないやり方で行われていたことになるし、コンペの参加資格を法人に限定しないように実施要領を変更したのであれば、その変更の稟議や変更後の実施要領の文書を保存して、変更を明確にしておくべきである。</p>			63

Ⅲ－７ 三重県立子ども心身発達医療センター整備事業

	要約内容	指 摘	意 見	頁 数
請求書日付の記載漏れ	<p>委託業務の完了時の根拠となる請求書の日付未記入</p> <p>子ども心身発達医療センター医事システムデータ移行等業務委託契約に関する請求書に日付が記載されておらず、部署の受付印の日付は業務完了時の約1か月後となっていた。</p> <p>取引業者が作成する請求書は費用計上に関する外部証憑であり、その作成日付は、業務完了時点の根拠となるものである。請求書を受け付けた時点での関連部署における押印は業務完了時点とは関係なく行われる。結果、業務完了時点とは異なる期に部署の受付印が押印される場合、費用の期間帰属誤りが生じる可能性がある。請求書への日付の記入を徹底する必要がある。</p>			79
見積りの精度	<p>見積り精度の低い職員の見積りの要検討</p> <p>契約金額が1,000千円以下の案件については、専門業者へ見積金額の算定依頼がコストの関係で困難であることから、職員が見積金額を算定したとのことであり、その結果、当初見積との1,000千円以下の乖離が発生した。</p> <p>専門業者に依頼する場合に比して見積精度の低下や職員の負担増が生じる可能性がある。職員の見積額算定については、見積の精度や職員の作業効率を著しく阻害しない範囲内であることが必要と考える。</p>			80

	要約内容	指 摘	意 見	頁 数
ア ス ベ ス ト 分 析 調 査 業 務 の 経 済 的 合 理 性	<p>営繕課との協議による経済的調査をすべき</p> <p>草の実・あすなろ学園旧施設に関する 2 回目のアスベスト調査は、解体工事を担当する営繕課より、解体費用をより精査するため、1 回目の調査では実施されていなかった箇所について追加調査を行うよう要望があり、実施されたものであるとのことである。</p> <p>しかしながら、1 回目の調査の時点で営繕課との間で十分な事前協議を行っていれば、1 回目分と 2 回目分を併せて調査することが可能であり、調査費用を抑制することが可能であったと思われる。今後、他課と共同で事業を行う場合には、より綿密な事前調整を行うことが望ましい。</p>			80

Ⅲ－９ 親の学び応援事業

	要約内容	指 摘	意 見	頁 数
職場及び地域における男性子育て応援講座事業の開催団体について	<p>事業目的に不適合な研修を目的とする団体を選定した講座の開催</p> <p>職場及び地域における男性の子育て応援講座の講師派遣について、県立相可高校が講座開催の申し込みをし、平成 29 年 8 月 28 日に実施されていた。</p> <p>県立相可高校は、この職場及び地域における男性の子育て応援講座申込書に、講座開催の趣旨や講座内容の希望として、教職員の人権研修の一環として行うものであり、また、同じ講師により平成 30 年 11 月に生徒向け講演会がされることから、事前学習として、当該講師の講座を受講したい旨を記載していた。</p> <p>しかしながら、本事業の趣旨・目的は、乳幼児等を持つ親に対し、企業や地域、幼稚園や保育所等多様な主体と連携・協力し、親の学びを応援するものである。</p> <p>従って、職場及び地域における男性子育て応援講座事業の講師派遣先を選定するにあたっては、講座開催の趣旨等を確認し、事業の目的に適合する趣旨で講座を開催する団体を選定する必要がある。</p>			86 ～ 87

Ⅲ－１１ 私立幼稚園振興等補助金

	要約内容	指 摘	意 見	頁 数
補助金に係る消費税等の確認について	<p>補助金に係る消費税仕入控除税額の未検討</p> <p>「私立幼稚園等振興補助金」の取扱要領では、「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別添様式（消費税等仕入控除税額確定報告書）により速やかに知事に報告しなければならない。」と規定されているが、申請時も実績報告時についても補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の県に対する納付（返還）の可能性が検討されていない。また、要領に記載された「別添様式」が整備されていない。</p> <p>仕入控除税額相当額の把握及び返還（又は減額交付）事務が適正に行われるよう、体制を整備する必要がある。</p>			92

Ⅲ－１２ 認定こども園等整備事業

	要約内容	指 摘	意 見	頁 数
補助金に係る消費税等の確認について	<p>補助金に係る消費税仕入控除税額の未検討</p> <p>「認定こども園施設整備交付金」、「認定こども園等緊急環境整備事業費補助金」及び「私立幼稚園等園務改善ICT化支援事業補助金」の交付要領・取扱要領では、「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合速やかに知事に報告しなければならない。」と規定されているが、申請時も実績報告時についても補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の県に対する納付（返還）の可能性が検討されていない。</p> <p>仕入控除税額相当額の把握及び返還（又は減額交付）事務が適正に行われるよう、体制を整備する必要がある。</p>			95

IV-5 家庭的養護推進事業

	要約内容	指 摘	意 見	頁 数
里親養育相互援助事業の評価指標について	<p>イベントの効果検討のため、複数の指標に基づき、多面的に検討すべき</p> <p>里親養育相互援助事業に関して、各支部において、交流会等のイベントが年間4回～11回開催されている。その効果については、参加した里親と子供の人数が多かったことをもって効果があったものと判断しているが、参加人数の多寡と効果の程度との関連は明確になっていない。</p> <p>事業の評価に際し、開催されたイベントの効果を検討する場合、複数の指標に基づき、多面的に検討する必要がある。イベントの参加人数という単一の指標だけでは判断材料として十分とは言い難い。また、イベントの効果の程度と参加人数との関連を裏付ける指標が明確でないため、イベントごとの参加人数と事業の効果への寄与度を第三者が判断することは難しい。</p> <p>イベントの参加人数以外の判断指標を設けるのみならず、各指標と事業の効果への寄与度を明確にした上で事業の効果の評価する必要がある。</p>			116
産前・産後母子支援事業の評価について	<p>事業開始年度のみ結果による打ち切りに至る過程を残すべき</p> <p>産前・産後母子支援事業は、29年度から開始された、国の方針にも沿っているモデル事業である。入所措置費等の支出が認められておらず、入所につながった実績がなかったこと等を勘案した結果、開始事業年度で事業を終了している。</p> <p>事業の改廃は重要な意思決定の一つであるため、検討の過程を文書として残すことが望ましいと考える。</p>			116 ～ 117

	要約内容	指 摘	意 見	頁 数
里親養育相互援助事業に関する証憑書類確認について	<p>公金支出妥当性の観点から証憑書類の提出を求めるべき</p> <p>委託先作成の業務完了報告書を見ると、年度末の平成29年3月15日に「参考図書購入」として3万6,379円の支出が行われている（なお同支出により、年度内の合計支出額がちょうど委託契約上限額の75万6,000円に到達している。）が、同購入図書の内訳・金額は何ら記載されておらず、また県側としても、その点に関する証憑資料の提出は特に求めていないとのことである。</p> <p>しかしながら公金支出の妥当性確保の観点からは、業務完了報告書提出時点において、領収書程度の証憑書類の提出は求めるべきであったと考える。</p>			117

IV-6 家族再生・自立支援事業

	要約内容	指 摘	意 見	頁 数
補助金に係る消費税等の確認について	<p>補助金に係る消費税仕入控除税額の未検討</p> <p>「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助金」及び「児童家庭支援センター運営事業費補助金」の交付要領では、「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。」と規定されているが、申請時も実績報告時についても補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の県に対する納付（返還）の可能性が検討されていない。</p> <p>仕入控除税額相当額の把握及び返還（又は減額交付）事務が適正に行われるよう、体制を整備する必要がある。</p>			123

	要約内容	指 摘	意 見	頁 数
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業歳入歳出決算（見込）書の表記について	<p>決算書の表記に誤解を生ずる可能性あり</p> <p>補助金交付事業者から提出された、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業歳入歳出決算（見込）書（以下、決算書）において、29年度分の補助金収入として、28年度に3年度分を一括して受領したうち29年度分に帰属するもの（5,627,000円）と、29年度の単年度分の支出（6,251,531円）に基づき算定された金額（625,000円）の合計額（6,252,000円）が計上されているところ、決算書上の前者の表記は（前年度収入）となっていた。</p> <p>過年度（28年度）に帰属すべき収入が29年度の収入に含まれてしまっているとの誤解が生じる可能性があり、補助金収入計上額の妥当性にも影響を及ぼす恐れがある。</p>			124

V-1 DV対策基本計画推進事業

	要約内容	指 摘	意 見	頁 数
緊急一時避難が必要なDV被害者等に係るホテル利用の妥当性について	<p>ホテルの利用が認められるケースであったか検証可能な資料なし</p> <p>仕様書によれば、緊急保護が必要な支援対象者を一時的に保護する場合、ホテルの利用が認められており、平成29年度は年間6回の利用実績がある。</p> <p>しかし、ホテルが利用された6ケースが、実際に緊急保護を要するものであったのか、また、深夜のように、ホテルを利用する以外の選択肢がとれなかったのかどうかを詳細に検討した結果は残されていなかった。</p> <p>市町からの相談の結果を踏まえて、県がホテルの利用を妥当と判断するに至った経緯についても、文書として残しておくことが望ましいと考える。</p>			127

<p>外国人DV被害者相談に関する通訳費用基準の妥当性について</p>	<p>名簿登録者に依頼する場合とそれ以外とで2倍以上の差が生じる通訳料を改善すべき</p> <p>外国人DV被害者相談通訳事業に関する通訳費用については、以下の2規定の適用が考えられる。</p> <p>「外国人DV被害相談に係る通訳事業実施要領」（以下、「本件要領」という。）第7条第1項</p> <p>「通訳料は、県が別途定める額とする」として、同要領別紙に、「1時間2,000円+1言語2,000円」との通訳料基準が示されている。</p> <p>「DV被害者支援事業委託契約」に添付された「DV被害者支援事業委託仕様書」（以下、「本件仕様書」という。）第5条第3項</p> <p>「通訳者は、県登録通訳者名簿から選定するものとし、通訳言語がないなどの場合は、他の機関に依頼することができる。他の機関に依頼する場合は、当該機関の定める派遣単価により支払うこと」とされている。</p> <p>平成29年度に実施された通訳事業(1件のみ)では、1言語(中国語)で2.5時間の通訳を行ったとされている。この場合の通訳料は、上記の基準に従って計算すると7,000円となるはずであるが、実際には1万6,000円(税抜)の通訳料が請求され、県側は請求通りの金額を支出している。</p> <p>上記基準の記載ぶりは、通訳料金について「1時間2,000円+1言語2,000円」以外の例外は認めないようなものとなっており、また、本件要領と本件仕様書とでは適用の優先関係もないことであるから、本件事例における通訳料支払は、基準に違反するものと解釈しうる。</p> <p>また、仮に基準に沿う支払として合法と解釈するとしても、本件事例のように、名簿登録者に依頼する場合と、名簿登録外者に依頼する場合とで、通訳料に2倍以上の差が生じている不均衡状態は望ましくはないことから、今一度諸規則を整理し、公平かつ明瞭な通訳料基準を新たに設けるべきと考える。</p>		<p>127 ~ 128</p>
-------------------------------------	---	--	--------------------------

第5 その他

その他、本件包括外部監査を実施した過程において、報告が必要と認められた事項を以下に記載する。

1 監査の場所

県庁内での実地監査を実施するに当たっては、担当者からの説明を聞き、関係資料を閲覧することが作業の中心であった。外部監査人としては、関係資料一式が用意された部屋が、監査実施のために必要な一定期間に渡って、外部監査人らのために提供されるものと考えていたところ、実際には、外部監査人と補助者、被監査部の担当者、総務部の担当者の予定を調整したうえ、さらに空室を探して、ようやく実地監査可能な特定日が決定された。担当者の説明聴取や資料の閲覧は、上記調整によって決められた特定日にしか行うことができず、また関係資料については、その都度、部屋内に大量の資料を搬入するという方法がとられた。

部屋数に限界があるとはいえ、実地監査のための部屋として、特定の部屋を早い時期に一定期間押さえていただくことが可能であれば、外部監査人による資料閲覧については特段日程を調整しなくとも可能となり、また、担当者による説明開催日も調整しやすくなる。また、担当部署の事務負担も軽減され、監査による職員の通常業務の制限範囲も縮小されると思われた。

2 閲覧資料の特定

実地監査を実施するに当たり、監査担当部署側から外部監査人に対し、事前に閲覧する資料を特定することが求められていた。ところが、外部監査人としては、監査対象部署内においてどのような資料が作成され、どのように保管されているかがそもそも不明のため、具体的にこれを特定するのは困難であった。

そこで、どのような資料が存在し、どのような分類がなされ、どのような形で保管されているかを一覧表等にまとめていただけると、より効果的な監査が可能になるのではないかと思われた。

3 関係人の調査

実地監査の中で、担当者の説明及び提供された資料の閲覧だけでは最終的な判断ができず、関係人への調査（法第252条の38第1項）が必要となる場合があり、本監査でも、この制度を利用した。しかし同制度を

利用するための諸手続に相当の日数を要し、その結果、同回答に基づくさらなる照会が時間的に困難となり、同制度の利用目的が十分達成できない不都合があった。

従って、関係人への調査が、法律上認められている以上、同制度を十分活用できるよう手続きを簡略化すること等を検討されたい。

4 事業別決算額の記入

県の財務会計・予算編成支援システムの関係で、個々の事業の決算額については、事業目単位までしか算出できず、細事業については算出できないとのことであった。従って、本監査報告書中、「平成 29 年度事業別予算額及び決算額」の欄において、事業別決算額がいずれも空欄(「 - 」)となっている。

しかしながら、予算額のみを算出して決算額を算出しないのでは、両額を対比して事業の有効性等を検討することが出来ない。また、そもそも決算額と対比できないのであれば、予算を算出する意味も少なく、好ましい状態とは言えない。

財務会計・予算編成支援システムに係る問題であり、県庁全体を巻き込んだ大規模なシステム改修が必要となるものと思われることから、早期の改善は難しいかもしれないが、ゆくゆくはこの点も検討すべきと考えられる。

5 意見「調整」から意見「聴取」へ

外部監査に当たっては、従来、監査報告書の内容を確定する前に、監査人の意見と被監査部の意見を「調整」するための「意見調整会」が開催されていたようである。しかしながらそのような「意見調整」を実施することは、外部監査人が「常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において監査をしなければならない」とされる法第 252 条の 31 第 2 項に抵触する可能性があり、また、県民の視点からすれば、外部監査人が被監査部の意見と調整することには強い違和感が生じ、監査結果の信頼性が揺らぐ可能性もあると考えられた。

とはいえ、監査人が、監査人の意見の前提となる事実を誤認したり、法令の解釈を誤った結果、不適切な監査結果になってしまうことも考えられることから、双方の意見を調整するのではなく、事実誤認や法令解釈の誤りがあるか否かについて、事前に被監査部の意見を聴取する機会

を設けることについては問題ないと考え、「意見調整」会を改め、「事前意見聴取会」としたい旨を申し入れたところ、これを受け入れられた。

その結果、監査報告を被監査部に事前に開示したが、同目的は前提事実の誤認や法令解釈の誤りに関するものに限定したため、法第 252 条の 31 第 2 項に抵触する可能性はなくなったものと思われる。

6 対応困難な監査意見に対する変更要請

県側から、意見調整ではないものの、対応困難な監査意見に対して、変更等の要請があった。確かに、監査人からの意見に対しては、県として同意見を尊重してこれに対応することが必要となり、その意味で監査意見に対する対応が事実上義務化されているとすると、上記要請は理解できる。

外部監査人としては、監査の結果、意見等を述べるものの、改善等の対応が困難か否かは不明であるため、最終段階の事前意見聴取会でこれを知らされることとなる。

そうすると、担当者から改善等の対応が困難である旨を述べられると、その対応困難性を十分確認することなく、監査意見の修正等の要請に応じざるをえないこととなってしまふ。そのため、不都合な監査意見を排除するため、対応困難なことを理由として修正等を求めることも考えられないわけではない。

従って、公正で法第 252 条の 31 第 2 項の趣旨をより貫くことができる監査報告にするため、外部監査人から改善することが著しく困難な監査意見が出された場合には、県としては、対応困難性について監査人が理解できるように詳細な説明をするか、そのような説明をすることが困難であれば、「改善等の対応をとることができない合理的な理由を示せば、監査意見を誠実に尊重したことと同一の扱いをする」というような内部ルールにさせていただくことが望まれる。